事異動後等に判別が困難となるため、処理経過欄には必ず「確認した者の役職名」を記入すること。

なお、局においては処理経過簿情報を編集することはできないが、参照は可能なので、適宜事案の進捗確認等に活用すること。

3　長期未決事案に係る取り扱い

第三者行為災害事案については、原則として自賠先行の取扱いとしており、自賠先行事案については、念書において自賠責保険等の支払が完了するまで労災保険の支給が行われないこと等について同意を得ることとしている。したがって、自賠先行事案については、保険会社からの支払が完了しないことにより未決となっている場合には、長期未決事案としては取り扱わず、未決解消のための事案管理から除外することとし、事案の詳細な管理及び対応は不要である。

なお、本取扱いは、労災保険と自動車保険等に同時請求されている事案において、第一当事者からの意思表示に基づき、又は、保険会社等との調整の結果、自動車保険等の支払完了後に労災保険を支給することとなったものの、その後、自動車保険等からの支払に時間を要していることにより、労災保険給付ができない場合についても同様とする。

ただし、保険会社側等からの支払を待つ必要があるといった他律的な要因に因るものではなく、署の調査等に時間を要していることを事情とした支払の遅延については、自賠先行か否かを問わず、他の長期未決事案と同様の対応が必要であること。

【三者システムからの出力帳票】

【出力例】第三者行為災害情報受付台帳

様式第10号

第三者行為災害情報受付台帳

受付番号	受付年月日	労働保険番号	被災労働者氏名	生年月日	業通別	災害発生年月日	3年経過日	求償確認年月日(復命番号)	処理区分	保険給付状況区分	備考
3701-7-31-1-0022	H29. 4. 3	37101006400000	労災 太郎	S64. 1. 1	業災	H29. 4. 1	H32. 4. 1	H29. 4. 3 (0001)	求償差し控え	完了	備考
3701-7-31-1-0023	H29. 4. 3	37101006400000	労災 一郎	S64. 1. 2	業災	H29. 4. 2	H32. 4. 2	H29. 4. 3 (0001)	要求償	完了	備考
3701-7-31-1-0025	H29. 5.29	37101006400000	労災 二郎	S64. 1. 3	業災	H29. 4. 3	H32. 4. 3	H29. 5.29 (0001)	要求償	完了	備考
3701-7-31-1-0026	H29. 5.29	37101006400000	労災 三郎	S64. 1. 4	業災	H29. 4. 4	H32. 4. 4	H29. 5.29 (0002)	要求償	完了	備考
3701-7-31-1-0027	H29. 5.29	37101006400000	労災 四郎	S64. 1. 5	業災	H29. 4. 5	H32. 4. 5	H29. 5.29 (0003)	要求償	完了	備考
3701-7-31-1-0028	H29. 5.29	37101006400000	労災 五郎	S64. 1. 6	業災	H29. 4. 6	H32. 4. 6	H29. 5.29 (0004)	要求償	完了	備考
3701-7-31-1-0029	H29. 5.29	37101006400000	労災 六郎	S64. 1. 7	業災	H29. 4. 7	H32. 4. 7	H29. 5.29 (0005)	要求償	完了	備考
3701-7-31-1-0030	H29. 5.29	37101006400000	労災 七郎	H 1. 1. 8	業災	H29. 4. 8	H32. 4. 8	H29. 5.29 (0006)	要求償	完了	備考
3701-7-31-1-0031	H29. 5.29	37101006400000	労災 八郎	H 1. 1. 9	業災	H29. 4. 9	H32. 4. 9	H29. 5.29 (0007)	要求償	完了	備考
3701-7-31-1-0032	H29. 5.29	37101006400000	労災 九郎	H 1. 1.10	業災	H29. 4.10	H32. 4.10	H29. 5.29 (0008)	要求償	完了	備考
3701-7-31-1-0033	H29. 5.29	37101006400000	労災 十郎	H 1. 1.11	業災	H29. 4.11	H32. 4.11	H29. 5.29 (0009)	要求償	完了	備考
3701-7-31-1-0034	H29. 5.29	37101006400000	労災 一太郎	H 1. 1.12	業災	H29. 4.12	H32. 4.12	H29. 5.29 (0010)	要求償	完了	備考
3701-7-31-1-0035	H29. 5.29	37101006400000	労災 二太郎	H 1. 1.13	業災	H29. 4.13	H32. 4.13	H29. 5.29 (0011)	要求償	完了	備考
3701-7-31-1-0036	H29. 5.29	37101006400000	労災 三太郎	H 1. 1.14	業災	H29. 4.14	H32. 4.14	H29. 5.29 (0012)	要求償	完了	備考
3701-7-31-1-0037	H29. 5.29	37101006400000	労災 四太郎	H 1. 1.15	業災	H29. 4.15	H32. 4.15	H29. 5.29 (0013)	要求償	完了	備考
3701-7-31-1-0038	H29. 5.29	37101006400000	労災 五太郎	H 1. 1.16	業災	H29. 4.16	H32. 4.16	H29. 5.29 (0014)	要求償	完了	備考
3701-7-31-1-0039	H29. 5.29	37101006400000	労災 六太郎	H 1. 1.17	業災	H29. 4.17	H32. 4.17	H29. 5.29 (0015)	要求償	完了	備考
3701-7-31-1-0040	H29. 5.29	37101006400000	労災 七太郎	H 1. 1.18	業災	H29. 4.18	H32. 4.18	H29. 5.29 (0016)	要求償	完了	備考

【三者システムからの出力帳票】

【出力例】第三者行為災害処理経過簿

様式第11号

第三者行為災害処理経過簿

| | | |

【三者システムからの出力帳票】

【出力例】第三者行為災害処理経過簿（続き）

年月日	相手方	処理経過	ユーザID
平成△年8月7日	00	第三者行為災届、念書受付	tanto
平成△年9月9日	01	第三者行為災害報告書提出依頼	tanto
平成△年9月12日	01	第三者行為災害報告書受付	tanto
平成△年10月16日	02	自賠責保険会社照会	tanto
平成△年10月16日	03	任意保険会社照会	tanto
平成△年10月27日	02	自賠責保険会社より回答受理	tanto
平成△年10月30日	03	任意保険会社より回答受理	tanto
平成△年11月4日	90	確認済（労災課長）	katyo
平成△年11月6日	90	確認済（署長）	syotyo
平成△年11月20日	90	調査復命書決裁終了、「求償確認年月日（署）」欄入力完了	tanto

署管理者による確認は、災害発生日から3か月以内に、三者システム上で「求償確認年月日（署）」欄の入力を完了できる事案については、省略しても差し支えない。

相手方区分

01 第二当事者本人　02 自賠責保険会社（共済）　03 任意保険会社（共済）

04 使用者　05 運行供用者　06 その他

【出力例】 第三者行為災害未処理事案リスト

【三者システムからの出力帳票】

第三者行為災害未処理事案リスト（署）

01局(北海道)
02函館労働基準監督署

処理年月日 平成29年 4月20日

受付番号	労働保険番号	生年月日	災害発生日	第一当事者氏名	第二当事者氏名	受付年月日	求償確認年月日	3年経過日	状態区分
0102-7-29-1-0001	01101073159000	H10. 1. 1	H29. 1. 1	ﾛｳｻｲ ｲﾁﾛｳ 労災 一郎	労災 一子	H29. 1. 1		H32. 1. 1	署調査中
0102-7-29-1-0002	01101073159000	H10. 1. 2	H29. 1. 2	ﾛｳｻｲ ｼﾞﾛｳ 労災 二郎	労災 二子	H29. 1. 2		H32. 1. 2	署調査中
0102-7-29-1-0003	01101073159000	H10. 1. 3	H29. 1. 3	ﾛｳｻｲ ｻﾌﾞﾛｳ 労災 三郎	労災 三子	H29. 1. 3		H32. 1. 3	署調査中
0102-7-29-1-0004	01101073159000	H10. 1. 4	H29. 1. 4	ﾛｳｻｲ ｼﾛｳ 労災 四郎	労災 四子	H29. 1. 4		H32. 1. 4	署調査中
0102-7-29-1-0005	01101073159000	H10. 1. 5	H29. 1. 5	ﾛｳｻｲ ｺﾞﾛｳ 労災 五郎	労災 五子	H29. 1. 5		H32. 1. 5	署調査中

1ページ

第５　第三者行為災害に関する支給調整に係る調査

署における第三者行為災害の調査は、業務災害又は通勤災害に係る事実関係の把握のみならず、第一当事者等に生じた損害額の把握、第一当事者と第二当事者の過失割合に関する調査等、支給調整事務を迅速・適正に処理するための基礎となるものであることから、調査の実施に当たっては、第三者行為災害届及びその添付書類、第三者行為災害報告書等を合わせて検討し、事実関係の正確な把握に努めること。

１　調査の方法及び時期

第三者行為災害に係る調査は通信調査を原則とし、必要に応じ実地調査（呼出調査を含む。）を行うこと。

(1)　通信調査

第三者行為災害届及びその添付書類、第三者行為災害報告書等により必要な事実関係を把握すること。

ア　両当事者の申し立てが一致している場合

第一当事者等より提出された第三者行為災害届の記載内容と第二当事者より提出された第三者行為災害報告書の記載内容を比較検討し、両当事者の申立てに争いがなく事実関係が明確になっていると判断された場合には、実地調査を省略し、所要の事務処理を行って差し支えない。

イ　警察等捜査機関に照会を行う場合

災害発生状況等について、警察等の捜査機関に照会を行う場合は、昭和 34 年５月２日付基発第 103 号により通知しているとおり、警察庁に対して協力要請を行っているのでこれを参考にすること。

なお、労災保険法第 49 条の３に基づく資料の提供等の協力要請は、労災則第１条第１項に基づき局長の権限において行うものであり、署長の権限では行うことができないため、これに留意すること。

(2)　実地調査

実地調査は、第三者行為災害届、第三者行為災害報告書、その他の添付書類等を総合的に検討し、その内容に不備や不審な点等があると認められる場合及びこれらの書類が未提出のため事実関係を実地調査により確認する必要が認められる場合に、第三者行為災害報告書（調査書）を用いて実施すること。

２　調査復命書の作成

第三者行為災害報告書の提出があったとき及び実地調査を実施したときには、調査復命書を作成し、調査過程で収集した資料、電話録取書、第三者行為災害報告書、第三者行為災害届等を添付した上で、速やかに署長の決裁を受けること。なお、調査復命書は三者システムの Excel 帳票作成ツールから作成することも可能である。

3　第二当事者等に対する調査

自賠責保険等及び自動車保険等の適用対象とならない事案については、第二当事者等に対して、上記１により損害賠償の受領状況、過失割合に係る意見等を確認すること。

また、自賠責保険等及び自動車保険等の適用対象となる事案であっても、第二当事者等が損害賠償を行っていることもあり得るので、必要に応じて調査を行うこと。

4　保険会社等に対する調査

自賠責保険等及び自動車保険等の適用対象となる事案については、第一当事者等に対する重複払いを防止するとともに、支給調整事務を円滑に進める観点から、保険会社等に対して、保険金支払の有無及び当事者の過失割合に対する意見等を照会すること。

なお、第二当事者が自動車保険に加入していない場合を除き、初回の照会は必ず、第三者行為災害届及び第三者行為災害報告書等により把握した自賠責保険等及び自動車保険等のそれぞれの事故処理管轄店に対して行うこと。

(1)　保険会社等に対する照会方法

保険会社等に対する照会は、第三者行為災害届及び第三者行為災害報告書等により把握した自賠責保険等及び自動車保険等の事故処理管轄店に対してそれぞれ、労災保険給付を予定している年月日、金額等を通知するとともに、自賠責保険等又は自動車保険等に対する保険金の請求の有無、支払年月日又は支払予定年月日、損害の種類、損害額、支払額等の内訳を様式第５号「労働者災害補償保険の保険給付についての通知及び損害賠償等についての照会」により、照会すること。

なお、照会に当たっては、様式第６号「損害賠償等につき回答」の用紙、その記載例及び第一当事者等より提出を受けた念書を添付すること。

ア　回答期限の設定

様式第５号を保険会社等に対して送付する際には、原則として２週間の回答期限を設定し、迅速に回答を得ることができるよう配慮すること。また、事実関係についての調査等を要するため過失割合についての意見の提出が遅れるような場合には、判明する事項から順次回答するよう保険会社等に対して要請すること。

イ　添付書類

自動車保険等に対しては、第一当事者、第二当事者双方の過失割合についての保険会社の意見を徴することとしているので、災害発生状況等過失割合の判断に必要な参考資料を添付すること。この場合、添付する参考資料は、第三者行為災害届の写しで差し支えないこと。

ウ　保険会社等からの照会への対応

保険会社等に対しては、様式第５号を用いて労災保険の給付予定を通知することとしているので、重複払いを防止し支給調整事務を円滑に進めるため、保険会社等から照会が行われた際には適切に対応すること。

また、「保険金等が支払われている場合の内訳」欄については、保険会社等が事務手続の必要上作成している「任意保険の損害額積算明細書」等により、保険金等が支払われている場合の内訳をすべて把握することが可能であれば、当該書類を回答文書に添付して内訳の記載に替えても差し支えないこととしているので留意すること。

エ　自賠責保険等の管轄店へ照会する場合の留意事項

自賠責保険等の管轄店に対して照会文を送付する場合には、様式第６号の回答書に記載されている項目のうち、「４示談」及び「５過失割合に対する意見及び判断の根拠」については、照会する必要がないこと。

なお、自賠責保険等のみが適用され、自動車保険等の適用がない事案については、自賠責保険等取扱会社は様式第６号の裏面に替えて、「自賠責保険損害調査報告書　兼　支払報告書」を提出する場合がある。当該様式において支給調整事務に関わる主な部分は、P.54 に掲載する記載例の網掛け部分であること。

オ　回答の受領から支給決定までに時間を要した場合の留意事項

保険会社等から回答を受領してから支給決定までに時間を要しているような場合については、保険金の支払状況等が変わっていることもあるため、支給決定前に再度、回答内容に変更がないか保険会社等又は第二当事者等に対して確認を行う等、重複填補とならないよう留意すること。

(2)　保険会社等から回答が得られない場合の対応

保険会社等からの回答が設定した回答期限までに到着せず遅延した場合には、様式第７号「損害賠償等についての照会に対する回答の提出について」（以下「督促状」という。）により、再度２週間の回答期限を設定した上で保険会社等に対して督促を行うこと。

ア　督促に当たっての留意事項

督促状には、期限までに回答がない場合には回答を待たずに事務処理を進めることがある旨付記しているが、保険会社等からの回答を得やすくするため過失割合に係る参考資料の一つとして、第一当事者等が第三者行為災害届に記載した当事者の過失割合を督促状に記載すること。

イ　督促を行ってもなお回答が得られない場合の対応

督促状を送付したにもかかわらず、保険会社等より何らの連絡もないまま回答期限を過ぎた場合には、迅速に事務処理を進めるという観点から、保険会社等の回答を待つことなく労災保険給付に係る事務処理及び支給調整に係る事務処理を進めること。

ただし、保険会社等から判明している部分について順次回答が行われているような事案については、督促状の回答期限にとらわれることなく、保険会社等と連携を図って事務処理を進めること。

【記載例】

労働者災害補償保険の保険給付についての通知及び損害賠償等についての照会

様式第５号

管理番号（局署で任意設定）を記載

平成 △△ 年 10 月 16 日

K火災海上㈱ 御中

労働局労災補償課
×× 労働基準監督署

労働者災害補償保険の保険給付についての通知及び損害賠償等についての照会

第一当事者(被災者)	氏名	第 一 太 郎		男・女	37 歳
	住所	東京都大田区下丸子○○○			
事故年月日	平成△△年7月29日	場 所	東京都大田区池上○－○－○池上通りスーパー▽▽前		
第二当事者(相手方)氏名	第 二 次 郎	契約者氏名	(株)B商店	登録番号(車両番号)	品川500 か ○○○○
自賠責保険(共済)・証明書番号	S○○○○○○○○		自動車保険(共済)・証券番号	○○○○○○○○○○	

上記第一当事者(被災者)の第三者行為災害に関し、自賠責保険(共済)及び自動車保険(共済)においていかなる処理がなされたか等について承知したいので、労災保険給付予定を通知するとともに照会します。

なお、御回答は平成△△年10月30日までにお願いします。その際、全ての事項について回答できない場合には、回答できる事項から順次御回答願います。

1. 通知事項

保険給付予定

平成△△年 11 月 7 日予定　308,320　円　療養、休業、障害、傷病、遺族、葬祭、介護

対象期間(療養、休業のみ)　療養 (平成△△年 7 月 29 日 ～ 平成△△年 8 月 31 日)

休業 (平成△△年 7 月 29 日 ～ 平成△△年 8 月 31 日)

2. 照会事項

イ 別紙回答書の事項

ロ 別紙回答書のうち5. 過失割合に対する意見及び判断の根拠を除いた事項

(○で囲んだ方について御回答願います。)

なお、自賠責保険(共済)又は自動車保険(共済)の保険金、共済金、損害賠償額、仮渡金又は内払金の支払に先立って、上記保険給付を行った場合には、労働者災害補償保険法第12条の4の規定により、貴殿に対し求償致しますことを念のため申し添えます。

(郵便番号) ○○○－○○○○ (所在地) ○○○○

(電話番号) 03 － ○○○○ － ○○○○ (FAX) 03 － ○○○○ － ○○○○

×× 労働基準監督署 (担当者) ○ ○ ○ ○ 印

【記載例】損害賠償等につき回答

様式第6号

平成 △△ 年 10 月 20 日

労 働 局 長 殿

×× 労働基準監督署長 殿

会 社 名 (共済連名) X火災海上㈱◇支店

責任者氏名 ○ ○ ○ ○ 印

担当者氏名 ○ ○ ○ ○ 印

担当者氏名は必須、責任者氏名は任意

〒 -

住所

電話 - -

損 害 賠 償 等 に つ き 回 答

西暦YYYY/MM/DD入力で和暦表示

西暦YYYY/MM/DD入力で和暦表示

第一当事者(被災者)	第 一 太 郎	事故発生年月日	平成28年5月31日

上記第一当事者(被災者)に関する 平成28年6月10日 付○○○○○○ により照会の件につき、下記のとおり回答します。

1. 自賠責保険(共済)に関する事項

保有者	(株)B商店	証明番号	SO○○○○○○○
調査事務所(共済連)	○○サービスセンター		
調査事務所受付番号			
仮渡金の支払の有無	☑有(円)・☐ 無		

2. 任意保険(共済)に関する事項

被保険(共済)者	氏名	(株)B商店
	住所	東京都目黒区大岡山○−○−○
証券番号	○○○○○○○○○○	
保険会社事故番号	○○○○○−○○−○○	

3. 共通事項

☑ イ. 保険金等が支払われている場合
(内訳は別紙又は任意保険の損害額積算明細書写し等記載のとおり)

☐ ロ. 保険金等の請求があるも未払いのとき

支払予定年月日		支払予定金額	円
支払予定が未定の場合にはその理由 (支払予定がない場合にはその理由)			

☐ ハ. 保険金等の請求がない。

4. 示談

西暦YYYY/MM/DD入力で和暦表示

☑有 (示談成立年月日 : 平成28年11月30日)・ ☐無

5. 過失割合に対する意見及び判断の根拠

(意見) 第一当事者(被災者) 20 % : 第二当事者(相手方) 80 %

(根拠)
判例タイムズ○○図により判断

注: (1) 上記3.イについては、内訳が明らかなものについて裏面に記入してください。
なお、内訳が不明な場合であっても、裏面の「キ)備考」又は「ク)特記事項」にその旨を記入してください。
(2) 上記4.及び5.については、任意保険(共済)(任意一括を含む。)の場合にのみ記入してください。
(3) 上記4.について示談が締結された場合には示談書の写しを添付してください。
(4) 上記5.については必要に応じ資料を添付してください。
(5) 「責任者氏名」欄及び「担当者氏名」欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができます。
(6) 宛名の下線部には、行政からの送付文書に記載された労働局又は労働基準監督署名を記載してください。

様式第6号裏面　保険金等が支払われている場合の内訳

	ア）損害の種類	イ）損害額	ウ）支払額	エ）支払対象期間	オ）支払年月日	カ）受領者	キ）備考
①	治療費	1,671,000	1,336,800 円	△△年7月29日～ △△年2月13日 (200日)	△△年9月1日～ △△年3月15日	○○整形外科	支払回数7回
②	文書料	100,000 (50,000)	40,000 円	年 月 日～ 年 月 日 (日)	年 月 日～ 年 月 日		
③	看護料	39,600	31,680 円	△△年7月29日～ △△年9月15日 (50日)	△△年9月1日～ 年 月 日	第一太郎	
④	諸雑費	労災給付額を損害額に計上せざるを得ない場合は、下段に記載し、上段はその合算額とする。 この場合、保険会社で計上した損害額は50,000円、労災給付額が50,000円で系100,000円となる。		月 日～ 月 日 (日)	年 月 日～ 年 月 日		
⑤	通院費			月 日～ 月 日 (日)	年 月 日～ 年 月 日		
⑥	休業損害日額 (6,000 円)	360,000	288,000 円	△△年7月29日～ △△年9月25日 (60日)	△△年9月1日～ 年 月 日	第一太郎	
⑦	慰謝料	689,400	551,520 円		△△年9月1日～ 年 月 日	第一太郎	
⑧	その他費用		円	年 月 日～ 年 月 日 (日)	年 月 日～ 年 月 日		
⑨	後遺障害 逸失利益	1,310,000	1,048,000 円		△△年4月5日～ 年 月 日	第一太郎	
⑩	後遺障害 介護料		円		年 月 日～ 年 月 日		
⑪	後遺障害 慰謝料等	930,000	744,000 円		△△年4月5日～ 年 月 日	第一太郎	
⑫	死亡 逸失利益		円		年 月 日～ 年 月 日		
⑬	死亡 慰謝料		円		年 月 日～ 年 月 日		
⑭	死亡 葬儀費		円		年 月 日～ 年 月 日		
⑮			円		年 月 日～ 年 月 日		
⑯	合計 (うち労災給付額)	5,100,000 (50,000)	4,040,000 円				

ク)特記事項

(注)　1.「後遺障害」にかかる「⑪慰謝料等」には、慰謝料のほか家屋改造費を含むものである。
2.「エ）支払対象期間」には、始期と終期を明記すること。
3.「オ）支払年月日」には、複数回支払を行った場合に最初の支払日と最終の支払日を明記し、備考欄に支払回数を記入すること。
4.「ウ）支払額」には、原則として、①～⑭の各項目別に、過失割合適用後の支払額を記入すること。
ただし、過失割合適用後の各支払額が記載困難な場合は、⑮ア）欄に「過失割合減額分」等と記載の上、⑮ウ）欄に過失割合分の控除額を負の整数で記載すること。
5.労災給付済額を把握している場合であっても、「イ）損害額」には原則として計上しないこと。
計上する必要がある場合には、内訳がわかるよう、「イ）損害額」の下段に()で労災給付済額を記入すること。
6.「ク）特記事項」には、各「キ）備考」に記載しきれない情報等について、①～⑯とア）～キ）の対応番号を明記の上、記載すること。
7.本内訳書の内容を網羅する場合は、別途の資料により本内訳書に代えても差し支えない。

【記載例】損害賠償等についての照会に対する回答の提出について

様式第7号

管理番号（局署で任意設定）を記載

平成 △△ 年 11 月 1 日

X火災海上㈱ 御中

労働局労災補償課
×× 労働基準監督署

損害賠償等についての照会に対する回答の提出について

局署において発出時に振り出した任意の管理番号を記載

平成 ㅅㅅ 年 10 月 16 日付け ○○○ 号により照会した第一当事者（被災者）第一 太郎 に関する件につき、貴殿の御回答がいまだ本職あて提出されておらず、労災保険の事務処理に支障を来しております。

ついては、平成 ㅅㅅ 年 11 月 16 日 まで に必ず御回答下さるよう重ねてお願い申し上げます。

また、全ての事項につき回答ができない場合には、回答できる事項から順次御回答願います。

本件につきましては何か御不明な点等ありましたら、下記まで御照会ください。

（連絡先）

×× 労働基準監督署 （担当者） ○ ○ ○ ○ 印

（TEL） ○○ －○○○○－○○○○ （FAX） ○○ －○○○○－○○○○

なお、過失割合に対する第一当事者（被災者）の主張は、第一当事者（被災者） 0 %、第二当事者（相手方） 100 %となっておりますが、上記期限までに御回答のない場合には、当方が判断する過失割合に基づき事務処理を行う場合があることを念のため申し添えます。

【参考】「自賠責保険損害調査報告書　兼　支払報告書」

※　自賠責保険等のみ適用事案に関し自賠責保険取扱会社が様式第６号裏面に替えて提出する様式

自賠責保険損害調査報告書　兼　支払報告書

調書区分	請求区分	1:新規	受付調査事務所		受付No	調査事務所受付年月日	
	処理区分	1:認定	完了調査事務所		完了No	調査完了年月日	
	ボルドロ区分	1.保険金　2.分割払金㊞　3.回収金　4.返納金			担当者	S区分	
会社			保険金額	A（３０００）	証明書No	会社整理No	
契約締結年月日			保険期間	平成26.05.14 ～ 平成27.05.14 12間		契約年度	26　料率区分　25 04
自動車の番号	登録番号					車種	普貨（営）超　21
	車台番号					都道府県	

契約	社内整理No		整理年月			明細書No	
異動事項	都道府県	(旧)	自動車の番号	(旧)		車種	(旧)
		(新)		(新)			(新)

事故年月日		会社受理年月日		事故種別	3:後遺障害	支払年月日	
事故証明書	2:人身	事故類型	23:車両相互　出合頭衝突			一括払会社コード	00
被害者の状態	3:相手車の運転者	事故原因	2:被害者に過失あり			事故発生都道府県	

契約者		保有者					契約者との関係		
加害運転者		性別	1:男	年齢	39	保有者との関係	従業員	示談	1:成立	請求歓示	1:無
被害者	甲	性別	1:男	年齢	41	職業	給与所得者	4	年収	円	
	乙	被扶養者	1:無	慰謝料請求権者		1.父 2.母 3.配 4.子		請求権者数	0名		

請求者		被・代位		ﾛｳﾄﾞｳｷｮｸﾃｷｳ		請求者別 3:16・社

前回分	調査事務所		調査所完了No		会社整理No	
	支払年月日		整理年月		明細書No	

共同不法行為	相手方	会社		支払金額	円	支払割合	%	慰謝料区分	1:非親族
		証明書No		保有者				休業損害区分	3:実額
	処理方法		双方処理のとき	調査事務所		受付No		休損平均日額（現症打切のとき）	円
不法行為符号		双方過失請求権なし	0	相手方車種		相手方過失割合	%	治療状況	1:治ゆ

本部承認番号	①自本事		後遺障害	政令別表級号	09 級	10 号	別表二	治療期間	364日
	2.自賠調				級	号		慰謝料期間	364日
	3.自本認				級	号		入院日数	16日
					級	号		通院実日数	4日
					級	号		認定休業日数	100日
				1.加重 2.併合 3.相当	級			認定対象日数(認定補償日数)	40日
				加重時の既存等級	級	号			

損害項目		符号	損害調査額(円)
治療関係費	治療費・歯道整復費	A	2,804,062
	看護料	B	
	通院費	C	4,500
	諸雑費	D	17,600
	文書料	E	
	その他	F	21,850
休業損害		G	1,029,559
慰謝料		H	168,000
小計A～H		I	4,045,571
後遺障害による損害		J	6,160,000
死亡による損害		K	
損害調査額合計		A～K	10,205,571

摘要	看護料	実額(円)	定額(円)
	入院	日	日
	1.通院 2.自宅	日	日

査定要綱適用　平成22.04.01　実施

別表第二　09級10号採用

差引額	計	L	2,845,571	請求額合計	14,225,726円	I(A～H)の減額割合	%	JまたはKの減額割合	%
	内訳 A～H	L_1	2,845,571	追加請求既払額	円	差引事由	1.請求額 ②保険金額 3.重過失 4.共同不 5.追加 6.留保 7.因果関係 8.時効 9.その他		
	内訳 JまたはK	L_2		病院請求額	円				
				社会保険給付額	円				

損害調査認定額		M	7,360,000	死亡	円	支払金額通知書		訴訟区分	
異時支払未払保険金		N		死亡傷害	円	付帯費用	調査事務所 円	時効区分	
異時支払既払保険金		O		傷害	円		1.再診新規 2.応援費 4.その他	内払第一回	会社
保険金の合計		P		後遺障害	円		会社 円	受付年月日	調査事務所
仮渡金		Q		項目＼内訳(円)		被害者	被保険者	その他支払先(2ヶ所)	合計
内払金	前回までの内払金再保険請求額	R'		損害調査認定額				7,360,000	7,360,000
	R'+今回支払額	R		仮渡金					
支払額(P-Q-R)		S		内払金	回目	回	回	回	回
付帯費用		T							
再保険金請求額(P-Q-R'+T)		U		差引支払額				7,360,000	7,360,000

調書修正等コード				
	会社単独報告（異時支払）	1	本	管轄店
	会社単独報告（付帯費用のみ追加請求）	2	店	
	会社で修正（調査事務所へ連絡）	3	支払店	
	会社で修正（調査事務所へ無連絡）	4		
	同月内追加	5	支払報告書No	

（自賠調90号様式）

※ マスキング部分は実際に提出される際はオープンになる。
※ 半透明の網掛け部分は支給調整事務において、主に参照する部分である。

(3) 人傷保険該当事案の取扱い

保険会社等より返送された様式第６号裏面の「受領者」の欄に保険会社名が記載されている場合には、第三者行為災害届等と照合することにより当該保険会社が人傷保険取扱保険会社であるかどうかを確認すること。

なお、人傷保険取扱会社を受領者とする損害賠償額については労災保険給付からの控除の対象とはならないこと（第１章の第３の３参照）。

ア　人傷保険取扱保険会社に対する通知

人傷保険該当事案について、第一当事者等から労災保険給付の請求があった場合には、速やかに人傷保険取扱保険会社に対して様式第 13 号「労働者災害補償保険の請求についてのお知らせ」により労災保険給付の請求があった旨を通知すること。

イ　労災保険給付額等の照会に対する回答

人傷保険取扱会社に対して様式第 13 号により通知した事案については、人傷保険取扱会社から署に対し、様式第 14 号「労働者災害補償保険の給付状況等についての照会」により支給決定及び給付状況について照会される場合がある。その場合は、様式第 15 号「労働者災害補償保険の給付状況等についての回答」により人傷保険取扱会社に対して回答することとし、期限としては２週間以内に回答するように努めること。

なお、第三者が存在しない自損事故について人傷保険取扱保険会社より照会がなされても回答は行わないこと。

【記載例】労働者災害補償保険の請求についてのお知らせ

様式第13号

管理番号（局署で任意設定）を記載

平成 △△ 年 9 月 1 日

Y保険㈱ 御中

○○ 労働基準監督署

労働者災害補償保険の請求についてのお知らせ

第一当事者（被災者）	氏名	人傷 三郎		[男]・女	30歳
	住所	東京都文京区後楽○－○－○			
事故年月日	平成△△年8月10日		場所	東京都文京区後楽○－○－×	
人身傷害補償保険契約者氏名	人傷 三郎	人身傷害補償保険証券番号	○○○○○○	第一当事者方登録番号（車両番号）	練馬500 め ○○○○

上記第一当事者（被災者）の第三者行為災害に関し、労災保険給付の請求がありましたので、今後、当該第一当事者は労災保険給付を受ける可能性があることをお知らせいたします。

なお、今後これ以外にも請求のある給付の種類は増える場合があります。

請求のあった労災保険給付（該当するものに○）

- [イ] 療養（補償）給付
- ロ 休業（補償）給付
- ハ 障害（補償）給付
- ニ 遺族（補償）給付
- ホ 葬祭料（葬祭給付）
- ヘ 介護（補償）給付

（郵便番号）○○○－○○○○ （所在地）東京都○○区○○○○

（電話）03 － ○○○○ － ○○○○ （FAX）03 － ○○○○ － ○○○○

○○ 労働基準監督署（担当者） ○ ○ ○ ○ [印]

【記載例】労働者災害補償保険の給付状況等についての照会

様式第14号

平成　　年　　月　　日

○○　労働基準監督署長　殿

会社名　Y保険㈱
責任者氏名　○○○○　印
担当者氏名　△△△△　印

担当者氏名は必須、
責任者氏名は任意

労働者災害補償保険の給付状況等についての照会

第一当事者（被災者）	フリガナ 氏名	ジンショウ　サブロウ 人傷　三郎	男・女	生年月日	大正 昭和 平成 △△年 4月 5日
	住所	東京都文京区後楽○－○－○			
事故年月日	平成　△△年　8月　10日		場所	東京都文京区後楽○－○－×	
人身傷害補償保険契約者氏名	㈱人傷産業		第一当事者方登録番号（車両番号）	練馬500め○○○○	

上記第一当事者（被災者）の第三者行為災害に関し、現時点における労災保険給付に係る支給決定及び給付状況について照会します（社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。）。

なお、御回答は平成 △△ 年 9 月 24 日までにお願いします。

（郵便番号）○○○ － ○○○○　（所在地）東京都○○区○○○○

（電話）03 － ○○○○ － ○○○○　（FAX）03 － ○○○○ － ○○○○

（管轄店名）○○支店　（担当者氏名）○ ○ ○ ○

※宛名の下線部には、行政からの送付文書に記載された労働基準監督署名を記載してください。

【記載例】労働者災害補償保険の給付状況等についての回答

様式第15号

管理番号（局署で任意設定）を記載

平成 △△ 年 9 月 20 日

□
Y保険㈱ 御中

○○ 労働基準監督署

労働者災害補償保険の給付状況等についての回答

第一当事者(被災者)	人傷 三郎	事故年月日	平成 △△ 年 8 月10 日

上記第一当事者(被災者)に関する平成 △△ 年 9 月 10 日付け文書により照会の件につき、下記のとおり回答します(社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。)。

記

1 支給決定済みのもの(平成 △△ 年 9 月 10 日現在)

(1) 支払済みのもの

イ 療養(補償)給付 計 380,000 円 (対象期間平成 △ 年 ○ 月 ○ 日～平成 △ 年 ○ 月 ○ 日)

ロ 休業(補償)給付 計 円 (対象期間平成 年 月 日～平成 年 月 日)
うち休業実日数 日分、給付基礎日額 円)

ハ 傷病(補償)年金 計 円 年 金 (平成 年 月分～平成 年 月分)

ニ 障害(補償)給付 計 円 一時金・年金 (平成 年 月分～平成 年 月分)

ホ 遺族(補償)給付 計 円 一時金・年金 (平成 年 月分～平成 年 月分)

ヘ 葬祭料(葬祭給付) 円

ト 介護(補償)給付 計 円 (対象期間平成 年 月分～平成 年 月分)

(2) 支給決定は行ったが、いまだ支払っていないもの(2回目以降の年金給付を除く。)

療養 (補償)給付 210,000 円(平成 △ 年 ○ 月 ○ 日支給決定、平成 △ 年 ○ 月 ○ 日支払予定)

2 請求があったが支給決定をしていないもの (平成 年 月 日現在)

イ 療養(補償)給付 (対象期間平成 年 月 日～平成 年 月 日)

ロ 休業(補償)給付 (対象期間平成 年 月 日～平成 年 月 日)

ハ 障害(補償)給付

ニ 遺族(補償)給付 (一時金・年金)

ホ 葬祭料(葬祭給付)

ヘ 介護(補償)給付 (対象期間平成 年 月分～平成 年 月分)

(担当者氏名) ○ ○ ○ ○ 印 (電話) 03 －○○○○ － ○○○○

5　当事者の過失割合に関する調査等

求償額を算出するための過失割合は、当事者からの災害発生状況等を踏まえた意見を参考としつつ、歳入徴収官である局長が決定するものである。

(1)　過失割合に関する意見

署は、第三者行為災害届、第三者行為災害報告書、第三者行為災害に係る調査復命書等に基づき事実関係を把握した上で、保険会社等からの回答書、「別冊判例タイムズ第１号「民事交通訴訟における過失相殺等の認定基準」（以下「判例タイムズ」という。）」等の図書を参考にして検討し、三者システムに登録を行い、調査復命書又は任意の決裁様式により過失割合の意見として署長までの決裁（後述する第７の２又は３における調査復命書による決裁と併せて行っても差し支えないが、第７の２の決裁を行うまでに時間を要する場合は、本項における署長決裁を単独で行うこと）を得ること。

なお、保険会社等からの過失割合に係る回答は、あくまでも参考意見として取り扱うこと。

(2)　過失割合に関する調査等の省略

自賠責保険等においては、第一当事者に重過失（７割以上の過失。以下同じ。）が認められない場合には、自賠責保険金額までは第一当事者の過失の有無にかかわらず保険金が支払われることになっている。そのため、任意一括扱いが成立している事案において、局が求償することになる金額と第一当事者等が被害者請求権等を行使できる金額の合計額が自賠責保険金額以内に収まることが明らかであると判断される場合には、署は、原則として当事者の過失割合に関する調査及び保険会社等に対する照会手続を省略すること。第一当事者等の請求額の合計が自賠責保険金額以内に収まるか否かについては、労災保険の給付種別や第一当事者の給付基礎日額、第一当事者の治療が継続しているか否か等の事情を十分に検討して総合的に判断すること。

ア　第一当事者に重過失が認められる場合の留意事項

第一当事者に重過失が認められるような事案については、重過失減額の対象となるか否かについて判断する必要があり、また、同乗事故についても過失割合を明確にする必要があるので、そうした場合には過失割合に関する調査及び保険会社等に対する照会は省略しないこと。

イ　過失割合に関する調査を省略する場合の留意事項

保険会社等に対する照会手続を省略することとしているのは、当事者の過失割合に関する部分のみであり、保険会社等の保険金支払の有無については、支給調整事務を適正に行うため必ず照会しなければならないことに留意すること。

第６　支給調整

前記第５の調査により判明した内容に基づき、第一当事者に給付すべき労災保険給付と同一の事由について既に第二当事者等から損害の塡補が行われている場合については、労災保険法第 12 条の４第２項に基づき当該受領額を控除して支給決定を行うこと。

また、第二当事者等から損害の塡補が行われていない場合には、支給決定を行い、これと同時に労災保険法第 12 条の４第１項に基づき求償権を取得することとなるので、三者システム

上で、歳入徴収官である局長に債権の発生に係る通知を行うこととなる。

なお、社会復帰促進等事業による特別支給金は援護金的な性格を有することから、第一当事者等に生じた損害を塡補することを目的とする損害賠償とは、制度の趣旨、目的を異にするものであり、第三者行為災害においては支給調整の対象とはならず、あくまで保険給付との間でのみ支給調整が行われるものであることに留意すること。

1　支給調整に係る事務処理の基本

支給調整に伴う事務処理は、自動車によって生じた第三者行為災害である場合とそれ以外の第三者行為災害である場合とで異なるが、それぞれ次のとおり行うこと。

なお、慰謝料等労災保険の給付対象外の損害のみが保険会社等又は第二当事者等から支払われる場合には、支給調整を行う必要がないので留意すること。

(1)　自動車によって生じた第三者行為災害の場合

自賠法第２条に規定される自動車によって生じた第三者行為災害の場合には、

①　自賠責保険等のみが支払われる場合

②　第二当事者等が自動車保険等に加入しており、自賠責保険金額を超えて第一当事者等に損害が発生したため、自賠責保険金額を超える損害について自動車保険等から支払われる場合

の２通りが考えられる。

自賠責保険等及び自動車保険等と労災保険との支払事務の調整については、保険会社等の回答内容に応じて労災保険給付を行い求償事案として取り扱うか、又は労災保険給付をせず控除事案として取り扱うかについて判断を行っているところであるが、①と②とではその事務処理が若干異なる。

なお、任意一括扱いにより保険金が支払われる場合があるが、任意一括扱いは自動車保険等の被保険者等の利便を図った制度であることから、②と同様の取扱いを行う。

(2)　自動車以外によって生じた第三者行為災害の場合

自賠法第２条に規定される自動車以外により発生した第三者行為災害又は暴力行為等による第三者行為災害にあっては、当然自賠責保険等及び自動車保険等の適用はなく、第一当事者等は民法の規定するところにより損害賠償金を第二当事者等から直接受領することとなる。

したがって、支給調整に伴う事務処理は上記(1)とは異なる。

（参考）自賠法　第２条　［定義］

2　自賠責保険等のみが支払われる場合の事務処理

(1)　自賠先行で被害者請求が行われ保険金が支払われている又は仮渡金の請求が行われている場合

自賠責保険等の管轄店からの回答により、第一当事者等に対して自賠責保険等から保険金が支払われたこと又は第一当事者等が自賠法第 17 条の規定による仮渡金の請求をしている

ことが明らかになった場合には、自賠責保険等より自賠責保険金額に達するまで保険金の支払が行われることになるので、労災保険の給付種別ごとにその応当する費目に対する自賠責保険金額に達するまで労災保険給付は行わないこと。

なお、この場合には労災保険給付請求書に自賠先行であることを明示すること。

（参考）自賠法　第16条　［保険会社に対する損害賠償額の請求］
　　第17条　［被害者に対する仮渡金］

(2)　自賠責保険等へ被害者請求が行われているが保険金が未だ支払われていない場合

自賠責保険等の管轄店からの回答により、第一当事者等より被害者請求が行われているが未だ保険金が支払われていないことが判明した場合には、署は保険会社等と速やかに協議を行うこと。

この場合、署長より保険会社等に対して保険金の支払の有無等について照会を行ったということは、第一当事者等より署長に対して労災保険給付の請求が既に行われているという事実を踏まえたものであるため、保険会社等においても重複塡補を防止するための措置が請じられることになるが、署においても、保険会社等と連携を図りつつ第一当事者等の意向が自賠先行か労災先行かを速やかに確認し、第一当事者等の意向に沿って進めること。

なお、第一当事者等の意向を確認することなく、自賠責保険等より保険金が支払われるまでいたずらに労災保険給付を留保することがないように十分に留意すること。

(3)　自賠先行で加害者請求が行われている場合

自賠責保険等の管轄店からの回答により、第二当事者等（被保険者）に対し保険金が支払われたこと又は第二当事者等より保険金の請求があったことが確認された場合には、第二当事者等より第一当事者等に対して支払われた損害賠償の内訳及び金額を調査し、支給調整を行う必要が認められる限度において、労災保険給付を行わないこと。

(4)　自賠責保険等の管轄店から署長に対し第一当事者等より被害者請求が行われていない旨回答がなされた後に第一当事者等より被害者請求が行われた場合

自賠責保険等の管轄店から署長に対し、第一当事者等より被害者請求が行われていない旨回答がなされた後に第一当事者等より被害者請求が行われた場合には、当該管轄店より速やかに署長に対しその旨の連絡があることになっているが、連絡があった時点で既に労災保険給付が行われていた場合には、第一当事者等が保険会社等に対して有していた被害者請求権等をその価額の限度において既に政府が取得していることから、局長は保険会社等に対して求償することとなること。なお、第一当事者等が自賠責保険等への請求換えを希望した場合を除き、署長は労災保険給付を継続して行うこと。

(5)　自賠責保険等の管轄店に対して第一当事者等より被害者請求が行われていない場合

自賠責保険等の管轄店からの回答により、第一当事者等より自賠責保険等に対して保険金の請求が行われていないことが確認された場合は、署長は速やかに労災保険給付を行うこと。

3　自賠責保険等の他に自動車保険等も支払われる場合の事務処理

自賠責保険等に係る部分の事務処理は、次の事項を踏まえ、上記２に準じて行うこと。

(1)　任意一括扱い事案の事務処理

前記第５の４による保険会社等への照会の結果、任意一括扱いとされている旨回答があった事案にあっては、自動車保険等を取扱う保険会社等を相手方として事務処理を行うこと。

(2)　自動車保険等より保険金が支払われている場合の事務処理

自動車保険等より保険金が支払われている場合の事務処理については、上記２の事務処理の場合と同様に取り扱うこと。

なお、この場合、「自賠先行」は「任意先行」に、「自賠責保険等」は「自動車保険等」に、「被害者請求」は「損害賠償請求権者の直接請求」にそれぞれ読み替えて取り扱うこと。

4　第二当事者等より損害賠償金を直接受領する場合の事務処理

署長は、第三者行為災害届、第三者行為災害報告書、第三者行為災害に係る調査復命書等により第二当事者等からの損害賠償金の受領の有無、示談成立の有無等を確認するとともに、労災保険給付を行う直前においても再度損害賠償金の受領の有無等を当事者に対して電話等により確認すること。

確認の結果、第一当事者等に対して第二当事者等より損害賠償が行われたことが明らかになった場合には、当該損害賠償の内訳（損害項目等）及び金額を確認の上、支給調整を行う必要が認められる限度において労災保険給付を行わないこと。

なお、示談については、下記６に十分留意して取り扱うこと。

5　自賠責保険等及び自動車保険等に対して被害者請求等が行われている場合の留意事項

第一当事者等より保険会社等と署に対し、同一損害について重複して請求が行われたことが明らかになった場合には、保険会社等と署が連携を図りつつ、第一当事者等の意向を速やかに確認した上で、いずれを先行させるかを判断して処理を進めることになっているため、単に保険会社等から支払いが行われるのを待って控除事案として取り扱うのではなく、保険会社等と密接に連絡を取りつつ、署においても主体的に事務処理を進めること。

6　支給決定前に示談が成立している場合の取扱い

本項において、裁判上の和解についても、示談の場合に準じて取り扱うこと。

(1)　真正な全部示談が成立している場合の取扱い

第一当事者等と第二当事者等の間で真正な労災保険給付を含む全損害の塡補を目的とする示談（以下「全部示談」という。）が行われたと判断された場合には、当該全損害の塡補日以降を給付の対象期間とするものについては、労災保険給付を行わないこと。

なお、「全損害の塡補日」とは、一般的に、「第二当事者等から最終的な支払のあった日」で

ある。したがって、「示談締結日」と「全損害の填補日」は一致しない場合があることに留意し、正確な支払日が示談書のみで明らかでない場合は、当事者に確認の上で労災保険の給付可否を判断すること。

また、労災保険給付を行わない場合の要件は、次の２点である。

ア　当該示談が真正に成立していること

なお、次のような場合には真正に成立した示談とは認められないこと。

① 当該示談の成立が錯誤、心裡留保（その真意を知り、又は知り得べかりし場合に限る。）に基づく場合

② 当該示談の成立が詐欺又は強迫に基づく場合

イ　当該示談の内容が、第一当事者等の第二当事者等に対して有する損害賠償請求権（労災保険給付と同一の事由に基づくものに限る。）の全部の填補を目的としていること

次のような場合には、損害の全部の填補を目的としているものとは認められないものとして取り扱うこと。

① 損害の一部について労災保険給付を受けることを前提として示談している場合

② 示談書の文面上、全損害の填補を目的とすることが明確になっていない場合

③ 示談書の文面上、全損害の填補を目的とする旨の記述がある場合であっても、示談の内容及び当事者の供述等から判断し、全損害の填補を目的としているとは認められなかった場合

また、示談が真正な全部示談と認められるかどうかの判断を行うに当たっては、示談書の存在及び示談書の記載内容のみにとらわれることなく、当事者の真意の把握に努める必要があること。

例えば、「第一当事者（乙）が第二当事者（甲）・保険会社等（丙）から損害賠償金を受領して以降は、乙と甲・丙相互間には何ら債権債務のないことを確認し、乙は甲・丙に対して、後日裁判上裁判外を問わず一切異議・請求の申立てを行わない」という旨の文言は、示談書における定型文であるが、この文言だけでは、乙が労災保険給付を含む全損害の填補を受けている（したがって、双方が以後の債権債務がないことと定めた日以降は、再発の場合を除き、乙が労災請求を一切行う予定がない）とは見なせないため、真正な全部示談と扱うためには、第一当事者、第二当事者双方に上記①～③についての真意に食い違いがないことを確認する必要がある。

(2)　真正な全部示談とは認められない場合の取扱い

当該示談が真正な全部示談とは認められない場合には、労災保険給付を行う必要性が認められる限りにおいて労災保険を給付することとなるが、示談の成立に伴い、第一当事者等が第二当事者等又は保険会社等より損害賠償又は保険金を受領している場合には、受領済みの金額を控除して労災保険給付を行うこと。

また、示談書は存在するが、調査の結果真正な全部示談とは認められなかったため労災保険給付を行うこととした場合には、示談締結時の状況や真正な全部示談とは認められないと主張する理由を、第一当事者等から書面によりあらかじめ徴しておくこと。

なお、第一当事者等から書面を徴する目的は、真正な全部示談ではないことを第一当事者等が主張したという事実を文書で確認し保管しておくことにあるため、その趣旨が十分に記載されていれば書面は任意の様式で差し支えないこと。

第７　保険給付による損害賠償請求権の取得に伴う債権発生の通知

１　保険給付による損害賠償請求権の取得に伴う債権発生の通知の意義

債権管理法第 12 条は、「法令の規定に基づき国のために債権が発生し、又は国に帰属する原因となる契約その他の行為をする者」は、「当該行為をしたとき」には「遅滞なく、債権が発生し、又は国に帰属したことを、当該債権に係る歳入徴収官等に通知しなければならない」と定めており、また「歳入徴収官等に対して通知した債権について異動を生じた」ときは同法施行令第 12 条によって「遅滞なく、その旨を歳入徴収官等に通知しなければならない」とされている。すなわち、第三者行為災害について署長が労災保険給付を行った場合には、労災保険法第 12 条の４第１項に基づき、政府は、その給付の価額の限度で、保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する、つまり債権が発生したこととなるため、署長は債務者の住所、氏名又は名称、債権金額等について歳入徴収官である局長に対して通知する法律上の義務を負っているのであり、関係法令の趣旨を踏まえ、債権発生通知を適正に行う必要がある。

２　三者システムによる債権発生の通知

債権発生の通知は、三者システムの処理区分を「要求償」又は「求償差し控え」とし、「求償確認年月日（署）」欄を入力した事案を対象として、三者システムにより、毎月第２金曜日の翌開庁日に局署に自動配信される。

配信されるものは「保険給付（求償権取得・債権発生）通知書リスト（以下「通知書リスト」という。）」及び「保険給付（求償権取得・債権発生）通知書（以下「通知書」という。）」の２種類（通知書及び通知書リストを以下「通知書等」という。）であり、署には自署で管理する事案のみが配信される（詳細は機械処理手引Ⅻ-2-(3)-1～、Ⅻ-6-(3)-1～、Ⅻ-6-(4)-1～参照）。

（参考）債権管理法　　第 12 条　［発生等に関する通知］
　　債権管理法施行令　　第 12 条　［債権についての異動の通知］

３　債権発生の通知に係る留意事項

(1)　署長の決裁

署長は、第三者行為災害事案について、初回の保険給付に係る支給決定を行うための決裁を行う際に、当該事案に関して、署において三者システムに入力した情報及び処理区分（要求償、求償差し控え、三者非該当等）を確定させるために「求償確認年月日（署）」欄を入力することについて、決裁を行うこと。

決裁時には、Excel 帳票作成ツールで作成した調査復命書又はこれと同様の情報を含む任意の決裁様式に次の書類を添付すること。

①　第三者行為災害届
②　第１の２の(2 の添付書類
③　第三者行為災害報告書
④　第三者行為災害に係る調査復命書
⑤　保険会社等より送付された回答書（写し）
⑥　その他必要と思われる関係書類

なお、同一事案の後続の保険給付に伴い発生する債権については、第一当事者又は債務者の氏名、住所の変更又は死亡等、関係者の債権債務関係に係る重大な変更が生じた場合及び(3)に該当する場合を除き、決裁を省略して差し支えない。

(2) 決裁後の三者システムへの登録及び確認

決裁後、三者システムの入力済みの情報を再確認の上、第三者行為災害情報の処理区分欄、を入力するとともに、求償確認年月日（署）欄を入力すること。また、決裁を行った一連の文書について、三者システムにイメージ登録を行うこと。

なお、署において「求償確認年月日（署）」欄を入力、確定させることで、状態区分が「署調査完了」となり、債権発生通知が行われ、状態区分が「局通知済」となるまでの間は、局署両方で当該事案に係る情報を三者システム上の情報を閲覧、更新可能な状態となる。その後、局署に通知書等が配信されると、状態区分が「局通知済」となる。この状態になると、局に更新権限が完全に移り、署の方では一部情報を除き更新が不可能となる。

三者システムによる債権発生通知の配信後は、署において要求償と判断したすべての事案が、債権発生通知書等に記載されていることを確認すること。なお、下表は、通知書等に印字される注意喚起用コード等の中で、特に事務処理上留意すべきものを整理したものである。

帳票種別	該当欄及び表示	注意喚起情報の意味
保険給付（求償権取得・債権発生）通知書リスト	求償確認年月日欄に「*」が印字	システムによる初回の債権発生通知事案であること
	３年経過日欄に「*」が印字	災害発生日から３年経過日まで３か月以内（２年９か月経過）であること
保険給付（求償権取得・債権発生）通知書	ヘッダ部に「３年」と印字	災害発生日から３年経過日まで３か月以内（２年９か月経過）であること
	ヘッダ部に「初回」と印字	システムによる初回の債権発生通知事案であること

また、保険給付状況区分が「完了」以外で、災害発生年月日から３ 年経過日まで３ か月以内という理由で出力された事案については、第一当事者等に現在の状況や今後の労災保険請求の見込み等を確認し、災害発生から３ 年以内に労災保険（保険給付費）の支払の見込みがない事案については、第三者行為災害情報登録・修正画面から保険給付状況区分を「完了」に更新すること。

(3) 災害発生から３年経過間際になって保険給付が行われる事案の場合

三者システムによる債権発生通知は、求償の対象となる期間である災害発生から３年を経過している事案に対しては行われない。したがって、災害発生から３年経過間際（概ね２年９か月経過後とするが、納入告知を行うための期間を考慮した上で、各局において判断すること。以下同じ。）になって保険給付が行われた、又は行われる見込みの事案については、局において債権発生通知の配信を待って事務処理を行っていては、当該債権について求償不能に陥る恐れがあることから、署は前記(1)による決裁を、当該決裁に係る保険給付額が把握で

きる資料を添付の上で行い、(2)による三者システムの「求償確認年月日（署)」欄等の入力及び決裁資料一式のイメージ登録及び処理経過簿に「３年経過間際事案対応」と記載後、三者システムの状態区分が「署調査完了」となったことを確認の上、局に対して当該状況及び至急事務処理を行う必要があることを速やかに連絡すること。なお、当該事案については、後続請求に係る事案であっても、(1)の決裁を行う必要があること。

(4) 同一事案について不真正連帯債務を負う者が複数存在する場合

同一事案について不真正連帯債務を負う債務者が複数存在し、各債務者情報を三者システムに入力している場合には、複数の債務者の情報を１つの調査復命書にまとめて作成し、(1)の決裁を行って差し支えない。なお、使用者等の特定の債務者より確実に応償されることが見込まれる場合には、あらかじめ、三者システム上には確実に応償の見込まれる債務者のみを第二当事者情報として登録し、当該特定の債務者についてのみ決裁することとしても差し支えないこと。

【三者システムからの出力帳票】

【出力例】保険給付（求償権取得・債権発生）通知書リスト

保険給付（求償権取得・債権発生）通知書リスト

歳入徴収官　　香川労働局長　殿　　高松労働基準監督署長　　処理年月日　平成29年 4月28日

下記第一当事者（被災者）に対する保険給付により、下記第二当事者等に対する求償権を取得しましたので、通知します。

処理区分　　要求償

受付番号	労働保険番号	生年月日 災害発生日	求償確認 年月日	第一当事者氏名	第二当事者氏名	自動車 事故の別	業通別	第二当 事者数	3年経過日	給付状態 再発状態	累積給付額	差し控え の事由
3701-7-29-1-0001	37101011713000	H 1. 4.14 H29. 4. 3	H29. 4. 3 *	ﾛｳｻｲ ｲﾁﾀﾛｳ 労災　一太郎	労災　花子	その他	業	1	H32. 4. 3	給付完了	900,035	
3701-7-29-1-0002	37101011713000	H 1. 4.15 H29. 4. 3	H29. 4. 3	ﾛｳｻｲ ﾆｲﾀﾛｳ 労災　二太郎	労災　花子	その他	業	1	H32. 4. 3	給付完了	900,035 *	
3701-7-29-1-0003	37101011713000	H 1. 4.16 H29. 4. 3	H29. 4. 3	ﾛｳｻｲ ｻﾝﾀﾛｳ 労災　三太郎	労災　花子	その他	業	1	H32. 4. 3	給付完了	900,035	

1ページ

【出力例】保険給付（求償権取得・債権発生）通知書（署宛）

【三者システムからの出力帳票】

保険給付（求償権取得・債権発生）通知書

歳入徴収官　　香川局長　殿　　高松労働基準監督署長　　平成29年 6月 1日

下記第一当事者（被災者）に対する保険給付により、下記第二当事者等に対する求償権を取得しましたので、通知します。

受付番号　3701-7-29-1-0001　第一当事者氏名　労災　太郎　第二当事者氏名 労災　花子　三年

労働保険番号　37101011713000　第一当事者生年月日 平成元年 4月14日　給付基礎日額

災害発生年月日 平成26年 7月 1日　災害発生場所　東京都練馬区上石神井　自動車事故の別 その他

給付種別	区分	データ受付番号－追回番号 年金証書番号	労災保険給付額	支払年月日	労災保険給付内容	等級号	受給者名	続柄 受給権者番号
療養（補償）給付	入院	02120220405015818297-00	1,000,035	平成27年 6月 5日	平成26年 6月 1日～平成27年 6月 1日 （100日分）			
介護（補償）給付		05120220405000271882-00	100,000	平成27年 6月 5日				
傷病（補償）年金		371220001	2,512,263	平成27年 6月		1級1号		
合計（全履歴）								
療養（補償）給付			1,000,035	平成27年 6月 5日	平成26年 6月 1日～平成27年 6月 1日			
休業（補償）給付								
介護（補償）給付			100,000	平成27年 6月 5日				
傷病（補償）年金			2,512,263					
障害（補償）給付								
遺族（補償）給付								
葬祭（料）給付								

* * *

4　求償権行使の差し控えに該当する事案の取扱い

署長は、求償権行使の差し控えに該当する事案であると判断した場合には、 三者システムにより次の手順のとおり事務処理を行うこと。

なお、求償権行使の差し控えの判断は、あくまで局長が行うものであるため、署長は自らの判断で求償権行使の差し控えを決定することはできないことに十分に留意すること。

(1)　署長判断に係る決裁

署長は、初回の保険給付に伴い発生した債権について、労災の支給決定等の決裁と併せて、調査復命書又は任意の決裁様式（ただし、必ず災害発生日、第一当事者氏名、第二当事者氏名、差し控えを行うこと及び差し控え理由を記載すること）により、事案ごとに求償権行使の差し控えの署長判断に係る決裁を行うこと。なお、差し控え理由としては、次のイ～へに示す理由から該当するものを、決裁様式に記載すること。

イ　同僚労働者の加害行為による災害
ロ　同一事業主の事業場を異にする労働者の加害行為による災害
ハ　同一の作業場で作業を行う事業主を異にする労働者の加害行為による災害
ニ　直系血族及び同居の親族の加害行為による災害
ホ　労働者派遣法に基づく派遣労働者と派遣先事業場労働者間の災害
ヘ　その他　※その他を選択する場合は必ず詳細を記載すること。

また、同一事案に係る後続の保険給付に伴い発生した債権については、差し控え理由に係る事実関係の変更等、差し控えの判断に影響を及ぼす事態が生じた場合を除き、求償権行使の差し控えの署長判断に係る決裁を省略して差し支えない。

(2)　三者システムへの登録及び確認

署長決裁後、三者システムの第三者行為災害情報の処理区分欄、差し控え理由欄に対応する情報を入力するとともに、求償確認年月日（署）欄を入力すること。また、差し控えの判断の決裁に係る決裁文書及び根拠となる添付資料等について、三者システムにイメージ登録を行うこと。

入力済の事案は、前記２の要求償事案と同様に、局署に通知書等として自動配信される。三者システム上の検索機能により、求償差し控え事案のみを抽出して債権発生通知書リストを出力することが可能なので、通知書等の配信後には、求償差し控えと判断したすべての事案が、債権発生通知書等に記載されていることを確認すること。

(3)　災害発生から３年経過間際になって保険給付が行われる事案の場合

求償差し控え事案においても、前記３(3)と同様の趣旨により、３年経過間際になって保険給付が行われた、又は行われる見込みの事案については、署においては、前記(1)による決裁及び(2)による三者システムの「求償確認年月日（署）」欄等の入力及び決裁資料一式のイメージ登録及び処理経過簿に「3年経過間際の事案につき、例外的な処理により対応」と記載後、三者システムの状態区分が「署調査完了」となったことを確認の上、局に対して当該状況及び至急事務処理を行う必要があることを速やかに連絡すること。なお、当該事案については、後続請求に係る事案であっても、(1)の決裁を行う必要があること。

第８　控除

１　原則的控除方法

労災保険給付の請求を行った者が、第二当事者等又は保険会社等から労災保険給付に先立って損害賠償金等の支払を受けている場合には、労災保険が給付すべき額から、第一当事者等が受領した損害賠償金等の額を差し引いて、更に労災保険より給付すべき額がある場合にのみ労災保険給付を行うことになること。

この場合、第一当事者等から請求が行われたもののうち、第一当事者等が受領した損害賠償金等を控除した部分について支給決定を行うのではなく、要件に該当する場合には請求額すべてについて支給決定を行い、その後支払いの際に支給調整を行った上で労災保険給付を行うことに留意すること。

なお、人傷保険該当事案について労災保険給付を行う際、第一当事者等が労災保険給付と同一事由について既に人傷保険の保険金を受領済みであったとしても、人傷保険は第三者には該当しないことから、当該人傷保険の保険金額を労災保険給付額から控除しないこと。

また、控除を行った場合は、労災保険給付に係る決裁後、三者システムの第三者行為災害情報の処理区分欄を「控除」とし、求償確認年月日（署）欄を入力することで三者システム上の処理を確定させること。

(1)　控除の対象となる損害賠償金等の範囲

控除の対象となる損害賠償金等の範囲は、労災保険給付と同一の事由のものに限定されること。

具体的には、表１右欄に掲げる損害項目に応ずる損害塡補を受けたときに、それぞれの損害項目に対応する表１左欄に掲げる労災保険給付から控除することとなること。

表１　労災保険給付と損害賠償項目の対比表

「控除」する労災保険給付	「控除」される損害賠償の損害項目
療養（補償）給付	治療費
休業（補償）給付	休業により喪失した得べかりし利益
傷病（補償）年金	同上
障害（補償）給付	身体障害により喪失又は減少した得べかりし利益
介護（補償）給付	介護費用
遺族（補償）給付	労働者の死亡により遺族が喪失した得べかりし利益
葬祭料（葬祭給付）	葬儀費

したがって、受給者の精神的苦痛に対する慰謝料及び労災保険給付の対象外のもの（例えば遺体捜索費、義肢、補聴器等）は、同一事由によるものではないので控除の対象とはならないこと。

(2) 控除を行う期間

控除を行う期間は、第１章の第２の２に示すとおり、災害発生後７年以内に支給事由の生じた労災保険給付であって、災害発生後７年以内に支払うべきものを限度とすること。

したがって、年金給付については、災害発生後７年以内に支給事由の生じた年金給付について支給停止を行うこととなるが、支給停止を行う期間は災害発生後７年を限度とすることになること。

(3) 再発の取扱い

再発に係る労災保険給付については、当該労災保険給付に先立って第一当事者等が第二当事者等又は保険会社等より損害賠償金等を受領している場合には、その損害賠償金等が再発により生じた損害について支払われている場合に限り、災害発生後７年以内に支払うべき保険給付を限度として当該金額を控除すること。

２ 具体的控除方法

第一当事者等が受けた又は受けるべき損害賠償の内訳及び金額等を確認後、上記１の(1)の表１の損害項目に応じ、災害発生後７年以内に支給事由の生じた労災保険給付であって、災害発生後７年以内に支払うべきものを限度として次により控除を行うこと。

なお、第５の４により保険会社等に確認した結果、自賠責保険等、自動車保険等及び第二当事者等よりの損害賠償の支払内訳が不明な場合にあっては、自賠責保険等及び自動車保険等の管轄店、第一当事者等又は第二当事者等に対して損害調査額又は損害請求額を照会し、その損害項目の内訳を確認した上で損害項目ごとに比例按分する方法により支給調整を行うこと。

(1) 療養（補償）給付及び休業（補償）給付の控除

労災保険と損害賠償金等との支給調整を行う必要があり、かつ、損害賠償金等の支払が先行している場合には、労災保険はその限度において給付を行わないこと。

ア 療養（補償）給付に係る留意事項

療養（補償）給付にあっては、診療費として自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より支払われた中に療養（補償）給付の対象範囲外のものが含まれている場合（社会復帰促進等事業として行われる外科後処置、アフターケア及び義肢等を含む。）もあることから、その額を控除して得た額を控除することに留意すること。

また、自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より支払われた損害賠償金等における診療費の診療単価が労災保険の診療単価と異なるときは、労災保険の診療単価に換算して得た額を療養（補償）給付の額から控除することになること。

イ 休業（補償）給付に係る留意事項

休業（補償）給付に当たっては、休業（補償）給付が給付基礎日額の 60%に相当する額を給付するのに対し、自賠責保険等、自動車保険等及び第二当事者等より支払われる損害賠償においては、１日当たりの日収相当額の 100%を填補することになることから、この日収相当額のうち労災保険給付に相当する分を算出する必要があるため、具体的控除に当たっては、後記の具体例を参照の上、適正に事務処理を行うこと。

【控除の例】

第一当事者が自賠責保険に 1,832,022 円請求し、自賠責保険から限度額の 120 万円が支給されその内訳が不明な場合

（自賠責保険への請求 ）

①	診療費	778,122 円（80 日分）
②	看護料	172,000 円（20 日分）
③	通院費	60,300 円（60 日分）
④	治療関係雑費	40,000 円（80 日分）
⑤	休業損害	453,600 円（5,670 円×80 日分）
⑥	慰謝料	328,000 円（4,100 円×80 日分）
	計	1,832,022 円

（按分比例 ）

① $1,200,000 円 \times \frac{778,122}{1,832,022} = 509,681 円$

② $1,200,000 円 \times \frac{172,000}{1,832,022} = 112,662 円$

③ $1,200,000 円 \times \frac{60,300}{1,832,022} = 39,497 円$

④ $1,200,000 円 \times \frac{40,000}{1,832,022} = 26,201 円$

⑤ $1,200,000 円 \times \frac{453,600}{1,832,022} = 297,114 円$

⑥ $1,200,000 円 \times \frac{328,000}{1,832,022} = 214,845 円$

計 1,200,000 円

i　診療費の支払

ア　778,122 円 － 509,681 円 ＝ 268,441 円

イ　労災保険の療養給付の範囲外のものが 30.000 円含まれているとした場合

$$(778,122 円 - 30,000 円) - 1,200,000 \times \frac{(778,122 円 - 30,000 円)}{1,832,022} = 258,092 円$$

ウ　自賠責保険の診療単価が 25 円、労災保険の診療単価が 12 円である場合

$$(778,122 円 - 509,681 円) \times \frac{12 円}{25 円} = 128,852 円$$

②看護料、③通院費については、診療費と同様の方法により調整を行う。④治療関係雑費及び⑥慰謝料は労災保険の支給対象外のため労災保険の給付は行わない。⑤休業損害については次の方法により調整を行う。

ii　自賠責保険の1日当たり日収相当額より労災保険の給付基礎日額の60%が高い場合

ア　自賠責保険の1日当たりの日収相当額…… 5,670円

イ　労災保険の給付基礎日額…… 10,000円

（1日当たり休業給付額…… 6,000円）

ウ（80日－53日）なる式中52日を控除せず、53日としたのは、端数（余り2,274円）が生じたため。

297,114円 ÷ 5,670円 ＝ 52日…… 余り2,274円

労災保険から支給すべき額

$$\underbrace{(6,000円-5,670円)\times(52日-3日)}_{16,170円}+\underbrace{(6,000円-2,274円)}_{3,726円}$$

$$+\underbrace{(80日-53日)\times 6,000円}_{162,000円}=\underline{181,896円}$$

（なお、自賠以外に第三者から損害賠償を受けている場合には、その額について再調整することとなる。）

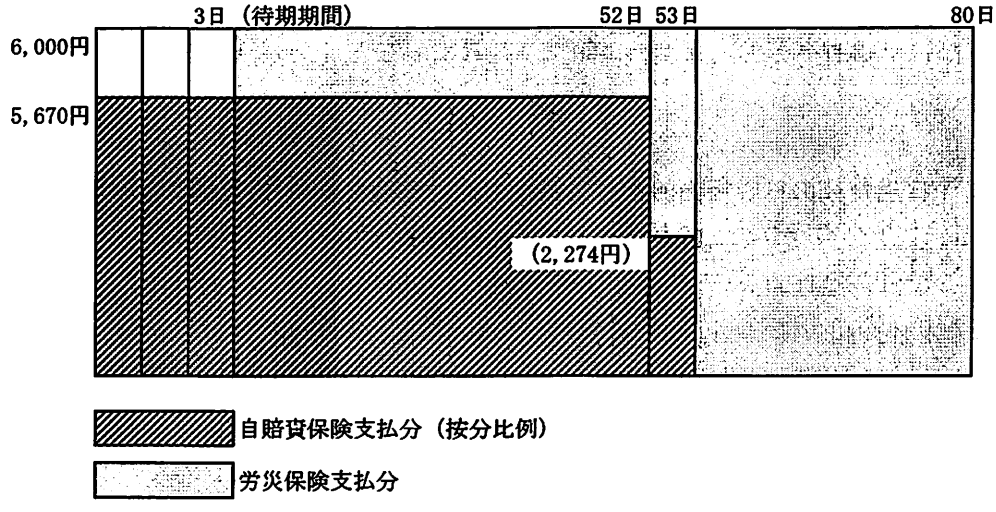

iii　自賠責保険の１日当たりの日収相当額より労災保険の給付基礎日額の 60%が低い場合

ア　自賠責保険の１日当たりの日収相当額…… 5,670 円

イ　労災保険の給付基礎日額…… 6,000 円

（1 日当たり休業給付額…… 4,240 円）

ウ（80 日－53 日）なる式中 52 日を控除せず 53 日としたのは，端数（余り 2,274 円）を生じたため。

297,114 円　÷　5,670 円　＝　52 日……　余り 2,274 円

労災保険から支給すべき額

（4,240－2,274 円）＋（80 日－53 日）×4,240 円＝　116,446 円

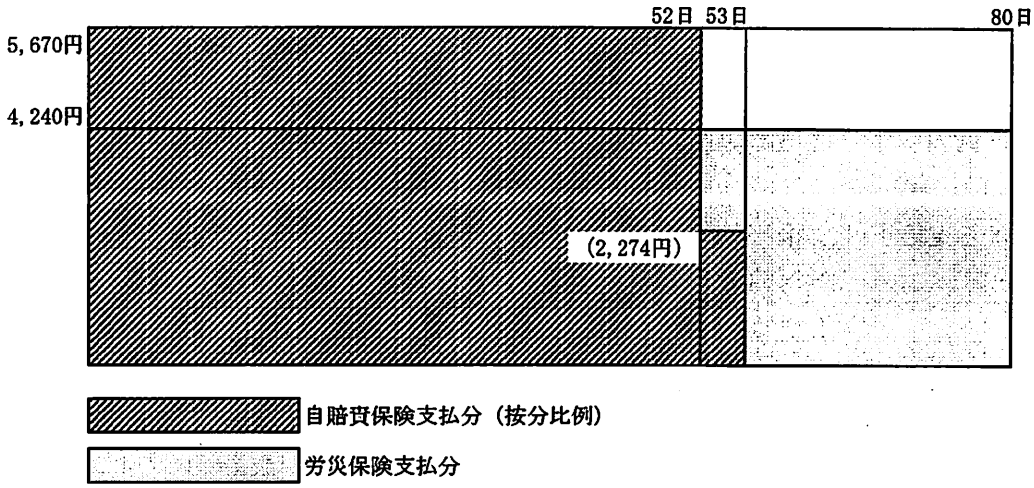

なお、端数が労災保険の　１日当たりの休業給付額を超える場合については、労災保険から相当日については支給するべき額はない（端数で労災保険の１日当たり休業給付額との差額を端数額当日以降に支給すべき労災保険給付額より差し引くことはない。）。

iv　自賠責保険の１日当たりの日収相当額と労災保険の給付基礎日額の 60%が同額の場合

ア　自賠責保険の １日当たりの日収相当額…… 5,670 円

イ　労災保険の給付基礎日額…… 9,450 円

（1 日当たり休業給付額…… 5,670 円）

ウ（80 日－53 日）なる式中 52 日控除せず 53 日としたのは，端数　（余り 2,274 円）を生じたため。

297,114 円　÷　5,670 円　＝　52 日……　余り 2,274 円

労災保険から支給すべき額

（5,670 円－2,274 円）＋（80 日－53 日）×5,670 円＝　156,486 円

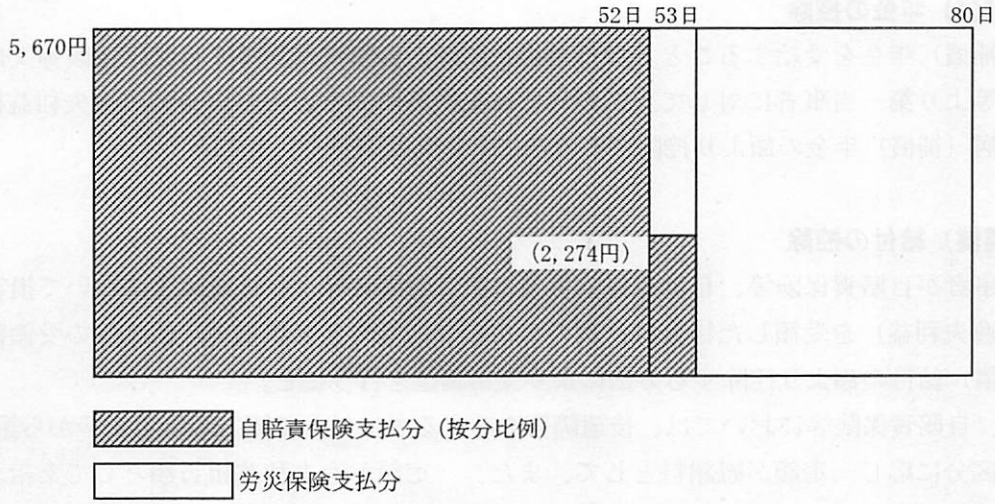

（参　考）

被災労働者の委任を受けた医療機関が自賠責保険等の限度額の一部として診療費を受領しているが、診料費以外についてはその内訳が不明であるため次により按分比例を行う。

具体例
医療機関が診療費 778,122 円を受領している場合

① 診　療　費　778,122 円

② 看　護　料　(1,200,000 円－778,122 円)　×　$\dfrac{172,000\text{ 円}}{1,832,022\text{ 円}-778,122\text{ 円}}$

421,878 円　　1,053,900 円

＝68,852 円

③ 通　院　費　421,878 円　×　$\dfrac{60,300\text{ 円}}{1,053,900\text{ 円}}$　＝　24,138 円

④ 治療関係雑費　421,878 円　×　$\dfrac{40,000\text{ 円}}{1,053,900\text{ 円}}$　＝　16,012 円

⑤ 休業損害　421,878 円　×　$\dfrac{453,600\text{ 円}}{1,053,900\text{ 円}}$　＝　181,577 円

⑥ 慰　謝　料　421,878 円　×　$\dfrac{328,000\text{ 円}}{1,053,900\text{ 円}}$　＝　131,299 円

計　1,200,000 円

(2) 傷病（補償）年金の控除

傷病（補償）年金を受給することとなった場合には、自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より第一当事者に対して支払われた休業損害に係る損害賠償金等（逸失利益相当額）を傷病（補償）年金の額より控除する方法により支給調整を行うこと。

(3) 障害（補償）給付の控除

第一当事者が自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より後遺障害について損害賠償金等（逸失利益）を受領した場合は、次のアからウに基づき当該損害賠償金等の受領額を障害（補償）給付の額より控除する方法により支給調整を行うこと。

ただし、自賠責保険等においては、後遺障害を有する者に対して障害等級第1級から第14級までの区分に応じ一定額が慰謝料として、また、一定額が逸失利益相当額として支給されるので、障害（補償）給付の支給調整に当たっては表2「自賠責保険における後遺障害による損害額一覧表」における逸失利益相当額欄に掲げる額に留意して控除すること。

なお、表2において被扶養者のあるときとは、原則として

① 被害者が男子の場合は、配偶者、未成年の子、65歳以上の父母のいずれかがいる場合

② 被害者が女子の場合は、配偶者がなく、かつ、未成年の子、65歳以上の父母のいずれかがいる場合

をいうこと。

また、上記①、②以外の場合であっても、「未成年の兄弟姉妹」等を扶養している場合は、実情に応じて被扶養者あるものとして取り扱われるものであること。

ア 障害（補償）年金の場合

障害等級が第1級から第7級に該当する場合には、自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より第一当事者に対して支払われた後遺障害に係る損害賠償金等の額（逸失利益相当額）に達するまでの間、障害（補償）年金の支給を停止すること。

イ 障害（補償）年金前払一時金の場合

障害（補償）年金受給者が障害（補償）年金前払一時金の支給を選択した場合には、当該受給者が受けた自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より支払われた後遺障害に係る損害賠償金等の額（逸失利益相当額）を障害（補償）年金前払一時金の額から控除する方法により支給調整を行うこと。

ウ 障害（補償）一時金の場合

障害等級が第8級から第14級に該当する場合には、自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より第一当事者に対して支払われた後遺障害に係る損害賠償金等の額（逸失利益相当額）を障害（補償）一時金の額から控除する方法により支給調整を行うこと。

また、障害（補償）年金受給者の障害の程度が、災害発生後7年以内に変更したことにより障害（補償）一時金を受けることとなった場合は、年金の支給停止期間に支給されるべきであった障害（補償）年金の合計額が、当該受給者が受領した自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より支払われた後遺障害に係る損害賠償金等の額（逸失利益相当額）に達しないときは、その差額を障害（補償）一時金の額から控除する方法により支給調整を行うこと。

表２　自賠責保険における後遺障害による損害一覧表

（平成22年４月１日時点）

事項 / 等級	保険金額等の限度額	内訳	
		慰謝料等の額	逸失利益相当額
第１級	3,000万円	1,100万円	1,900万円
（被扶養者のあるとき）		(1,300)	(1,700)
（施行令別表第１の場合）	(4,000)	(1,600)	(2,400)
（別表第１の該当者であって被扶養者のあるとき）		(1,800)	(2,200)
第２級	2,590	958	1,632
（被扶養者のあるとき）		(1,128)	(1,462)
（施行令別表第１の場合）	(3,000)	(1,163)	(1,837)
（別表第１の該当者であって被扶養者のあるとき）		(1,333)	(1,667)
第３級	2,219	829	1,390
（被扶養者のあるとき）		(973)	(1,246)
第４級	1,889	712	1,177
第５級	1,574	599	975
第６級	1,296	498	798
第７級	1,051	409	642
第８級	819	324	495
第９級	616	245	371
第10級	461	187	274
第11級	331	135	196
第12級	224	93	131
第13級	139	57	82
第14級	75	32	43

等級	介護を要する後遺障害	保険金額
第１級	１　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ２　胸腹部の臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	4,000万円
第２級	１　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ２　胸腹部の臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	3,000万円

備考　各等級の後遺障害には該当しない後遺症害であって、各等級の後遺症害に相当するものは当該等級の後遺症害とする。

(4) 介護（補償）給付の控除

介護（補償）給付にあっては、介護費用として自動車保険等又は第二当事者等より第一当事者に対して支払われた損害賠償金等の中に介護（補償）給付の対象範囲外のものが含まれている場合には、その額を差し引いて得た額を介護（補償）給付の額から控除する方法により支給調整を行うこと。（自賠責保険等においては、将来の介護損害は支払われないので、支給調整の対象とはならない。）

(5) 遺族（補償）給付の控除

遺族（補償）給付の受給権者が、第一当事者の死亡による損害賠償（逸失利益相当額）として自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より損害賠償金等を受領した場合には、次のアからエに基づき遺族（補償）給付の額から当該損害賠償金等の受領額を控除する方法により支給調整を行うこと。

ただし、自賠責保険等においては、自賠法施行令第２条に基づき、第一当事者が死亡した場合（死亡に至るまでの損害を除く。）、原則として 3,000 万円を限度として保険金が支払われる取扱いとなっているが、この額は葬儀費の額、死亡による逸失利益相当額及び慰謝料の額の合計額となっているところから、遺族（補償）給付の支給に当たっては表３「自賠責保険における死亡による損害額一覧表」における逸失利益相当額欄に掲げる額に留意して控除すること。

ア 遺族（補償）年金の場合

遺族（補償）年金の場合には、自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より受給権者に対して支払われた第一当事者の死亡に係る損害賠償金等の額（逸失利益相当額）に達するまでの間、遺族（補償）年金の支給を停止すること。この場合、受給権者が受領した損害賠償金等の額（逸失利益相当額）は、自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より遺族に対して支払われた第一当事者の死亡に係る損害賠償金等の額 （逸失利益相当額）に受給権者の法定相続割合を乗じて算出すること。

イ 転給の場合

転給により遺族（補償）年金の受給権者となった場合は、自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より当該受給権者に対して支払われた第一当事者の死亡に係る損害賠償金等の額（逸失利益相当額）に達するまでの間、遺族（補償）年金の支給を停止すること。この場合、転給による受給権者が受領した損害賠償金等の額（逸失利益相当額）は、自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より遺族に対して支払われた第一当事者の死亡に係る損害賠償金等の額（逸失利益相当額）に転給による受給権者の法定相続割合を乗じて算出すること。

ウ 遺族（補償）年金前払一時金の場合

遺族（補償）年金の受給権者が遺族（補償）年金前払一時金の支給を選択した場合には、当該受給権者が受けた自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より支払われた第一当事者の死亡に係る損害賠償金等の額（逸失利益相当額）を遺族（補償）年金前払一時金の額から控除する方法により支給調整を行うこと。この場合、当該受給権者が受領した損害賠償金等の額（逸失利益相当額）は、自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より遺族に対して支払われた第一当事者の死亡に係る損害賠償金等の額（逸失利益相当額）に受給権者の法定相続割合を乗じて算出すること。

エ　遺族（補償）一時金の場合

労災保険法第16条の6第1項第1号及び第22条の4の規定に基づき遺族（補償）一時金を支給する場合には、自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より当該受給権者に対して支払われた第一当事者の死亡に係る損害賠償金等の額（逸失利益相当額）を遺族（補償）一時金の額から控除する方法により支給調整を行うこと。

なお、災害発生後3年以内に、遺族（補償）年金を受給する権利を有する者の権利が消滅した場合において、労災保険法第16条の6第1項第2号及び第22条の4の規定に基づき遺族（補償）一時金を受給することとなった場合については、給付されるべきであった遺族（補償）年金の合計額（支給停止分）が、自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より当該遺族（補償）一時金を受給することとなった遺族に対して支払われた第一当事者の死亡に係る損害賠償金等の額（逸失利益相当額）に達しないときは、その差額を遺族（補償）一時金の額から控除する方法により支給調整を行うこと。

表3　自賠責保険における死亡による損害一覧表　（平成22年4月1日～）

（単位：万円）

保険金額等の限度額	内訳			
	葬儀費の額	慰謝料の額		逸失利益相当額
		死亡本人の慰謝料の額	遺族の慰謝料の額	
3,000	60	350	請求権者1名の場合 550 （死亡労働者に被扶養者があるとき750）	同左 2,040 （同左 1,840）
			請求権者2名の場合 650 （死亡労働者に被扶養者があるとき850）	同左 1,940 （同左 1,740）
			請求権者3名の場合 750 （死亡労働者に被扶養者があるとき950）	同左 1,840 （同左 1,640）

(6)　葬祭料（葬祭給付）の控除

葬祭料（葬祭給付）の受給権者が、自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より葬儀の費用について損害賠償金等（逸失利益相当額）を受領した場合には、葬祭料（葬祭給付）の額から当該損害賠償金等の額を控除する方法により支給調整を行うこと。ただし、自賠責保険等においては、葬儀費の額として原則として60万円が支給されることとなるが、資料等により60万円を超えることが明らかな場合においては、100万円の範囲内で妥当な額を認める取扱いとされており、当該取扱いに留意して控除すること。

(7)　未支給の労災保険給付の控除

死亡した本来の労災保険給付の受給権者が、自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より損害賠償金等の支払いを受けなかったため、未支給の労災保険給付の受給権者（労災保険法第11条における請求権者又は相続人）が死亡した本来の労災保険給付の受給権者より承継した損害賠償請求権に基づき自賠責保険等、自動車保険等又は第二当事者等より未支給の労災保険給付と同一の損害について損害賠償金等（逸失利益相当額）の支払いを受けたと

きは、その額を未支給の労災保険給付の額から控除する方法により支給調整を行うこと。

3　控除に当たっての留意事項

控除に当たっては上記１及び２によるほか、特に次の事項に留意すること。

(1)　労災保険の受給権者と保険会社等から支払われた保険金の受領者が異なる場合

遺族（補償）年金に関し支給調整を行う場合には、第二当事者等又は保険会社等から支払われた損害賠償金等のうち逸失利益相当額に受給権者の法定相続割合を乗じて算出することとしている。

これは、損害賠償金等の支払いが法定相続人のうち一部の者に支払われた場合であっても、受領者はあくまで全相続人を代表して受領したものとみなしてその法定相続割合を基礎として支給調整を行うこととしているためである。

したがって、損害賠償金等の支払が労災保険の受給権者ではなく他の法定相続人に支払われている場合であっても、労災保険の受給権者についてはその法定相続割合に応じた額をもって控除を行うこと。なお、法定相続割合分を持たない者が労災保険の受給権者になるような場合には、当然、支給調整は行わない。

(2)　真正な全部示談が成立している事案における年金給付の取扱い

第一当事者等と第二当事者等の間で真正な全部示談が成立していると判断された場合には、それ以後の労災保険給付を行わない取扱いとしているが、年金給付については、支給調整期間を災害発生後７年以内に支給事由の生じた労災保険給付であって、災害発生後７年以内に支払うべきものを限度としていること等を考慮し、災害発生から７年が経過するまでの間の分については支給停止することとなるが、７年経過後に支払うべきものについては年金給付を行うこと。

(3)　労災先行で年金給付した事案の控除期間中における示談状況等の把握について

支給調整期間は求償が３年、控除が７年であることから、労災先行で年金給付を行い求償が完了した事案であっても、災害発生から７年以内に第二当事者等又は保険会社等から損害賠償金等の支払を受けたときはその額を限度として控除を行う必要がある。

したがって、求償事務が終了した事案であっても災害発生から７年間は定期的に示談の成否及び示談内容を把握する必要があることに留意すること。

4　年金給付の支給調整に伴う事務処理

年金給付の支給調整については、次の事項に留意すること。なお、その他の機械処理については、「労災保険業務機械処理事務手引　（年金・一時金システム ）」を参照すること。

(1)　年金給付の支給停止等

ア　支給停止開始の時期

(ｱ)　第一当事者等が年金の支給決定前に第二当事者等又は保険会社等から損害賠償金等を

受領したときには、年金の支給事由発生日の属する月の翌月から支給停止とすること。

(ｲ) 年金の支給開始後に第二当事者等又は保険会社等から損害賠償金等の支払が行われた場合は、第一当事者等が第二当事者等又は保険会社等より損害賠償金等を受領した日（以下「損害賠償受領日」という。）の属する支払期に支給すべき年金から停止することとなること。（例えば11月に損害賠償金を受領した場合、12月支払期、すなわち10月分年金から支給が停止される。）

イ　支給停止解除の時期

支給停止が解除される月は、支給すべき年金額が受領した損害賠償金に達した日の属する月とし、その期間は災害発生後満７年経過の日を限度とすること。

(2)　支給停止及び支給停止解除の機械処理

ア　支給停止

(ｱ)　民事損害賠償先行の場合

年金の支給決定前に第二当事者等又は保険会社等から損害賠償金等の支払が行われた場合は、登録帳票（39560）の三者損賠情報㉛～㉝に必要事項を記入の上入力し、出力された支給決定支払決議書により通知すること。受給権者に対しては支給決定通知書（451）により通知すること。

(ｲ)　労災先行の場合

年金の支給開始後に第二当事者等又は保険会社等から損害賠償金の支払が行われた場合は、訂正帳票（39563）の三者損賠情報訂正により出力した訂正決議書により決議すること。受給権者に対しては、変更決定通知書（453）により通知すること。

なお、署が第一当事者等が損害賠償金等を受領した事実を知った日が損害賠償受領日より相当経過した日である等の理由により、支給停止の開始が損害賠償受領日の属する支払期の次期以降となった場合にあっては、損害賠償受領日の属する支払期以降の既支給済額は債権管理することになるので、債務者登録帳票（39582）により回収方法を「内払」から「債権選択」に変更した上で、債務者登録を行うこと。

(ｳ)　転給した場合

a　受給権者が失権し、転給した新受給権者に既に損害賠償金の支払が行われていた場合は、転給処理と併せ、変更帳票（39562）で三者損賠情報を入力し変更決議すること。この場合の支給停止の開始は、転給した月の翌月となること。新受給権者に対しては、変更決定通知書（453）により通知すること。

b　新受給権者に転給後損害賠償金の支払が行われた場合は、訂正帳票（39563）で三者損賠情報を入力し訂正決議すること。この場合の支給停止の開始は、(ｲ)と同様であること。新受給権者に対しては、変更決定通知書（453）により通知すること。

(ｴ)　誤って入力した場合

既に入力した三者損賠受領額又は三者損賠受領年月日等に誤りがありそれを訂正する場合は、訂正帳票（39563）により三者損賠情報を訂正すること。

イ　支給停止解除

支給停止解除に関する決定決議は「年金たる保険給付の支給停止、支給停止解除、支払決議書（職権決議用）」（年金決議様式第４号）により行い、受給権者に対しては変更決定通知書（453）により通知すること。

なお、本省（労災保険業務課）からも、受給権者に対して「労災年金の支給開始についてのお知らせ」が送付されること。

第９　第二当事者が不明の場合

１　請求時から不明の場合

請求書に記載された災害発生状況等から第三者行為災害と一応は認められるが、損害賠償責任を負う者が確定せず、見通しとしては司法事件の解決を待つほかないと認められる場合には、労災保険給付を先行させ、災害発生後３年以内に損害賠償責任を負う者が特定された場合に求償権を行使すること。

(1)　第二当事者に係る調査

第二当事者が不明の事案（以下「二当不明事案」という。）にあっては、労災保険給付を先行させることとなるが、災害発生後３年以内に保険給付を行ったものについては、第二当事者に求償する必要があることから、災害発生から３年間は、定期的に第二当事者に係る調査を行うこと。

なお、３年間調査を尽くしても第二当事者が判明しないときは、そのてん末を、労災保険給付に関する当該事案の一件書類に附記し、その処理を完結して差し支えないこと。

(2)　三者システム上の処理等

三者システムにおいて他の事案と同様に当該事案の情報を入力する必要があるが、第二当事者情報の第二当事者の氏名漢字欄には、全角で「不明　局署コード」（例：不明　０１０１）と入力し、処理区分欄には「求償差し控え」を差し控え理由には、「その他」を選択の上、前記７の３に従い、署長の決裁の後、「求償確認年月日（署）」欄を入力、確定させること。

二当不明事案についても、局署に債権発生通知等が配信され、この段階で署においては、一部を除き三者システムの更新が不可能となるが、処理経過簿情報は更新可能であるので、(1)の調査を行う都度、三者システム上の処理経過簿情報を更新すること。

調査の結果、第二当事者が判明した場合は、署は処理経過簿に「所在判明」等と記入の上、必要な調査資料等をイメージ登録（郵送でも可）し、所在が判明した旨の連絡を行うこと。

なお、二当不明事案については、三者システムの情報検索画面において第二当事者氏名漢字欄に上記で入力した「不明　局署コード」（例：不明　０１０１）を入力することで事案の抽出が可能である。

２　初回の保険給付後に第二当事者が所在不明となった場合

二当不明事案のうち、第三者行為災害届及び第三者行為災害報告書を受け付けた段階においては第二当事者の所在は判明していたが、その後転居等により第二当事者の所在が不明となった場合については、当初把握していた第二当事者の情報に基づき、三者システムの各情報を登録するとともに、備考欄に「初回の保険給付後、第二当事者が所在不明となった」等、所在不明となった事実に関する情報を入力の上、前記第７の３のとおり債権発生通知等に必要な事務処理を行うこと。

なお、備考欄のみに所在不明に関する情報を入力した場合、通知書等には、備考欄の情報が表示されず、その事案が一般の要求償事案なのか、所在不明事案なのかが一見して分からないため、必要に応じて、備考欄への入力に代えて、請求時から不明の場合に準じて、第二当事者情報の第二当事者の氏名漢字欄には、氏名の前に全角で「不明　局署コード」（例：不明　０１０１）と追記して管理しても差し支えない。

また、この場合にあっても前記１(1)と同様に第二当事者に係る調査を行い、調査の結果、第二当事者の所在が判明した場合は(2)と同様に三者システム上の処理を行うこと。なお、当該調査は労働局において実施することとしても差し支えない。

3　所在不明者に係る調査の外部委託について

所在不明者の調査については、１、２の記載どおり、１については署において、２については局又は署で実施することとしているが、これらに代わり、局から「労災補償業務に関する各種債権の納入督励及び債権回収業務」委託事業（以下「委託事業」という。）の納入督励業務として委託することでも差し支えない。この場合、署においては、調査及び三者システムの処理経過簿の記入は不要である。

第10　海外で発生した第三者行為災害

基本的な考え方や事務処理は国内において第三者行為災害が発生した場合と同様であるが、国外において発生した災害の損害賠償請求権の発生及び効力については、法の適用に係る通則法（平成18年法律第78号。以下「通則法」という。）第14条により災害発生地国の法令により判断することになる。

1　控除に係る取扱い

海外出張者又は海外派遣者（特別加入者）に係る第三者行為災害が国外において発生した場合、控除については国内の場合と同様に取り扱うこと。

2　求償に係る取扱い

労災保険法第12条の４の効力は国内に限られること等から、求償については、原則として求償権行使の差し控え事案として取り扱って差し支えない。

(1)　求償を行う場合

原則として求償権行使の差し控え事案として取り扱うこととしているが、次の２つの前提条件を満たすことが明らかである場合については、国内において第二当事者等に求償する場合と同様に事務処理を行って差し支えない。

①　災害発生地国の法令に基づき、第二当事者等に第一当事者等に対する損害賠償義務が発生していること

②　災害発生地国の法令に、労災保険法第12条の４第１項と同趣旨の損害賠償者の代位について定めた規定が存在すること

(2) 三者システム上の処理

(1)に該当する場合は、第７の３のとおり、債権発生通知等に必要な事務処理を行うこと。その他の事案については第７の４のとおり、求償差し控えに必要な事務処理を行うこと。

第 11 派遣先求償

派遣労働者が被った労働災害のうち直接の加害行為が存在しない事案であっても、次の事案については、第三者行為災害として取り扱うこととしているため、署は、次により必要な調査を実施すること。

1 派遣先事業主に求償すべき事案

派遣労働者の被った労働災害のうち、直接の加害行為が存在しない事案については、派遣労働者の被った災害が第三者の行為等によって生じ、かつ、派遣先事業主が被災した派遣労働者に対して損害賠償責任を負うか否かを直ちに判断することが困難である。

このため、派遣労働者の被った労働災害であって直接の加害行為が存在しない災害が、第三者行為災害に該当するかどうかの判断は、次によること。

(1) 派遣労働者に係る労働災害であること

派遣労働者に係る労働災害であるか否かは、①労災保険給付請求書に記載された災害発生状況、②労働者死傷病報告、③療養補償給付請求書裏面の派遣先事業主の証明等により確認する。

(2) 当該災害について派遣先事業主が損害賠償責任を負っていること

派遣労働者の被った労働災害について、派遣先事業主の安全衛生法令違反が直接の原因と認められる場合には、派遣先事業主が被災した派遣労働者に対して損害賠償責任を負うものとして、次に該当する場合に第三者行為災害として取り扱う。

① 派遣先事業主が安全衛生法令違反で送検され、当該法違反が災害の直接原因となったと認められる場合

② 災害調査や災害時監督等において、是正勧告書等により安全衛生法令違反が指摘され、当該法違反が災害の直接原因となったと認められる場合

③ ①又は②以外の場合であって、業務上外の調査の過程で、災害の直接原因となった安全衛生法令違反が認められる場合

ア 送検の有無等の確認

送検の有無、是正勧告書等の交付の有無又は災害調査の実施の有無の確認に当たり、派遣元事業場を所轄する署（以下「派遣元所轄署」という。）と派遣先事業場を所轄する署（以下「派遣先所轄署」という。）が異なる場合には、派遣元所轄署の労災補償担当者から派遣先所轄署の労災補償担当者に照会を行うことにより確認すること。照会を受けた派遣先所轄署の労災補償担当者は、監督部署に直接確認した上で回答すること。

(3) その他

上記(2)に該当しない場合には、原則として第三者行為災害とは取り扱わない。

なお、建築基準法等他の法令に係る違反が災害の直接の原因となっていることや、法令違反は認められないが派遣先事業主の故意又は過失が災害の原因となっていることが明らかな場合については、本省に協議すること。

2 支給調整等の事務

(1) 第三者行為災害届等の受付等

ア 直接の加害行為が存在しない事案については、一般に、まず労災保険給付請求書が提出される。請求書等の記載から派遣労働者が被った労働災害に関する安全衛生法令違反が考えられる場合には、業務上外の調査と並行して、当該災害に係る送検の有無、是正勧告書等の交付の有無又は災害調査の実施の有無を確認し、これらの結果を参考に、安全衛生法令違反が災害の直接原因となっているか否かを検討すること。

これにより、法違反が災害の直接原因となっていると考えられる場合はその時点で第三者行為災害届（直接の加害行為がない場合のもの）を提出するよう指導し、また、第三者行為災害報告書（直接の加害行為がない場合のもの）については、求償権行使の差し控え事案に該当することが明確な場合を除き、派遣先事業主から提出を求めること。

なお、災害調査中である場合には、調査の終了を待って対応すること。

イ 上記アに該当しない事案であって、業務上外の調査の過程で災害の直接原因となった安全衛生法令違反があると明らかに判断される場合には、上記アと同様に取り扱うこと。

なお、安全衛生法令違反の有無等の判断に当たっては、必要に応じて関係部署との連携を図ること。

(2) 過失割合の調査等

派遣先事業主に対して求償を行う際の過失相殺については、判例タイムズのような参考となるべき基準等がなく、過失割合の一般的な基準を定めることは現時点では困難であるため、次のとおり取り扱う。

ア 当事者への聴取

過失相殺について、第三者行為災害報告書において派遣先事業主が派遣労働者にも過失があると主張している場合には、署長は、派遣先事業主から事情の聴取等をするとともに、派遣労働者から派遣先事業主の主張について聴取する等により調査を行うこと。

なお、両当事者の過失割合の主張に相違がない場合には、署長は労災法務専門員に意見を求めることなく、過失割合についての意見を局長に提出すること。

イ 当事者の主張が一致しない場合

調査の結果、両当事者間で過失割合の主張が一致しない場合には、労災法務専門員に対して過失割合について意見を求め、署長は労災法務専門員の意見を付して局長に対し過失割合の意見を提出すること。

ウ 過失割合の上限

過失割合の上限は、過失相殺率の認定基準における車両と歩行者との間の過失相殺の場合に準じ、派遣労働者の過失は原則として７割を超えないものとする。

なお、派遣先事業主は派遣労働者に対してその災害を防止する責任を負うものであり、また、派遣先事業主を第二当事者とする第三者行為災害に該当するのは原則として派遣先事業

主に災害の直接原因となる安全衛生法令違反が認められる場合であることから、派遣労働者に安全衛生法令違反が認められない場合など、派遣労働者の過失を相殺する必要がない場合があることに留意すること。

(3) 控除

派遣先事業主に係る第三者行為災害において、被災した派遣労働者が派遣先事業主から損害賠償金を受領している場合には、前記第９により控除を行うこと。

(4) 求償

被災した派遣労働者に労災保険給付を行った場合には、国は、派遣労働者が派遣先事業主に対して有する損害賠償請求権を保険給付の価額の限度で取得するものであることから、署長は前記第７の３により、三者システムによる債権通知に必要な事務処理を行うこと。

(5) 求償権行使の差し控え

求償権行使の差し控えに係る判断については、第１章の第４により行い、前記第７の４により三者システム上で必要な事務処理を行うこと。

(6) その他

その他の事項については、通常の第三者行為災害に係る事務処理と同様に行うこと。
なお、事務処理に当たって疑義が生じた場合には、本省に相談すること。

第 12 船員に係る第三者行為災害

署における船員に係る第三者行為災害に関する事務処理については、原則として、本手引きに定める通常の第三者行為災害事務と同様に行うが、下記１～５に留意すること。

1 対象となる事故等

業務災害又は通勤災害が第三者行為災害として成立する要件は、船員使用の事業の場合も労働基準法適用の事業の場合も同一であるが、労災保険法が属地法であることから、日本の主権が及ばない場所における業務災害又は通勤災害（例：海外の寄港地における交通事故や領海外における船舶の衝突による負傷）は、労災保険法第１２条の４第１項の規定が適用されないことから、求償を行う必要はないこと（なお、損失の二重填補は、損害賠償の性質上適当ではないことから、第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価格の限度で保険給付を行わないこと。）。

また、ＦＯＣ船（※）に乗り組んでいる日本国内の事業主に雇用された労働者に係る当該船舶内の災害は、日本の領海内に当該船舶がある場合においても、労災保険法第１２条の４第１項の規定が適用されないものとして取り扱うこと。

（※） ＦＯＣ船･･･ＦＯＣとは、「Flag of Convenience」の略であり、ＦＯＣ船便宜置籍船のことである。船舶の所有権や管理者が、掲げている旗の国（パナマ、リベリア、キプロスなどが多い。）とは別の国にある場合、その船舶はＦＯＣ船と呼ばれる。

2　船員保険の被保険者に係る労災先行の原則等

一般的な第三者行為災害においては、請求人の意思を尊重しつつ、これに反しない限りにおいて、自賠先行を勧奨しているところであるが、船員保険の被保険者が第一当事者となる第三者行為災害については、船員保険の上乗せ給付の要件として労災保険から保険給付を受けることが要件となっていることから、請求人の意思を尊重しつつ、労災先行を強く勧奨すること。

3　第三者行為災害届に添付する資料

船舶は車両に当たらず、また、船舶の衝突は交通事故ではなく「海難」に当たり「交通事故以外による災害」に該当するので、「念書」、「示談書の謄本」（示談が行われた場合）、「死体検案書又は死亡診断書」（死亡の場合）及び「戸籍謄本」（死亡の場合）を第三者行為災害届に添付させて提出させること（交通事故証明書等は不要）。

4　過失割合の調査

日本の領海内における船舶の衝突等による第三者行為災害に係る過失割合は、事業主から「航行に関する報告」、海難審判庁の裁決及び和解に係る書面等（以下「報告等」という。）の提出を必要に応じて求めた上、当該報告等の内容を踏まえて判断すること。

上記の報告等の写しによっても災害発生状況が不明であり、過失割合が判断できない場合には、海上交通安全法（昭和４７年法律第１１５号）第３３条においては、海難が生じたとき等には原則として海上保安庁長官に通報しなければならないと規定していることから、必要に応じて「労災保険給付事務取扱手引（船員分）」Ⅱの第１の２以下の手続きにより資料等の提供を求め、当該資料等の内容も踏まえること。

参考：船舶の衝突等があった場合には、船員法第１９条の規定により「航行に関する報告」を地方運輸局に提出することが義務づけられている。

以上によっても過失割合が判断できない場合には、労災法務専門員に意見を求めるか、局を経由して本省に相談すること。

5　求償差し控え

第１章第４に示すものは、すべて求償差し控え事案とすること。

なお、寄港地において、荷下ろし又は荷の積み込み作業を行う場合において、港湾荷役業者の労働者の加害行為により負傷したときには、「同一の作業場で作業を行う事業主を異にする労働者の加害行為による災害」に当たるものとして取扱うこと。

第13　文書の管理

第三者行為災害事務に係る行政文書は、支給調整のうち控除について７年間継続することから、関係書類については少なくとも当該期間中は再度必要になる可能性があり得ることに留意の上、大臣官房地方課より毎年度示される都道府県労働局標準文書保存期間基準準則」に基づき保存年限を設定して適切に管理すること。

第３章　局が行う事務処理

第１　債権の調査確認・決定及び納入告知までの進行管理

署長から債権発生通知を受けた局長（歳入徴収官）は、当該債権が時効の完成により消滅することがないよう、進行管理を行う必要がある。

１　リストの作成

三者システムにより、署長から債権発生通知を受けた債権については、災害発生日、債権の把握時期、徴収決定の有無（有の場合はその時期）、納入告知の有無（有の場合はその時期）、消滅時効の完成日及び処理状況の概要を一覧できるリストを作成し、当該リストによりその進捗状況を確認すること。

(1)　債権の把握時期

債権の把握時期は、署が保険給付を行った日を記載すること。

(2)　処理状況の概要の記録

進行管理のためのリストに記載する処理状況の概要については、納入告知を行うまで随時更新すること。

２　リストの定期的な決裁

局管理者は、四半期に１回当該リストを決裁すること。なお、決裁に当たっては、債権の消滅時効完成日が迫っている事案等がある場合には、優先的に処理を行うことを指示するほか、処理状況の概要等から処理の遅れが認められる事案については、必要な指示を行うこと。

また、多数の事案が計画どおりに進んでいない場合には、当該事務に必要な人員を投入する等、的確な対応を行うこと。

なお、下表は、通知書等に印字される注意喚起用コード等の中で、特に事務処理上留意すべきものを整理したものであるので、事務処理の優先順位を判断する際には、通知書等に記載される当該情報を活用すること。

帳票種別	該当欄及び表示	注意喚起情報の意味
保険給付（求償権取得・債権発生）通知書リスト	場合求償確認年月日欄に「*」が印字	システムによる初回の債権発生通知事案であること
	３年経過日欄に「*」が印字	災害発生日から３年経過日まで３か月以内（２年９か月経過）であること
保険給付（求償権取得・債権発生）通知書	ヘッダ部に「３年」と印字	災害発生日から３年経過日まで３か月以内（２年９か月経過）であること
	ヘッダ部に「初回」と印字	システムによる初回の債権発生通知事案であること

第２　債権の調査確認及び決定

１　債権調査確認及び歳入調査決定決議書兼債権管理簿の作成

署長から債権発生通知を受けた局長（歳入徴収官）は、遅滞なく債権管理法第 11 条第１項及び同施行令第 10 条第１項に掲げられている「債務者の住所及び氏名、債権金額、履行期限、債権の発生原因、債権の発生年度、債権の種類」等について調査を行い、同内容について決議を行う必要がある。

(1)　債権の調査確認

調査は、基本的に署が三者システムに登録した情報（イメージ登録された文書等を含む）に基づいて行うこととするが、必要がある場合には当事者からの事情聴取、追加資料の収集等を行うほか、保険会社等に対しても様式第５号を用いて照会を行うこと。

なお、保険会社等に対して照会を行う際には、様式第５号の記入欄のうち、保険給付予定欄等不要な部分については斜線を引くとともに、具体的な処理に当たっては第２章の第５の４に準じて行うこと。また、調査確認に当たり、第二当事者又は保険会社等との間で調整に苦慮している事項については、委託事業の一部である「第三者行為災害事務に係る法務相談業務」において、双方意見の妥当性等について、委託事業受託者である弁護士に照会を行い、見解を回答として得られることとしている（ただし、受託者が民事損害賠償実務を踏まえた回答の行える範囲の内容であって、回答にあたり労災補償の専門知識を不要とするものに限る）ので、各局に割り当てた相談可能件数の範囲内で活用されたい。

（参考）債権管理法　　第 11 条　［帳簿への記載］
　　債務管理法施行令　　第 10 条　［調査、確認及び記帳を要する事項］

(2)　請求書(案)の作成

「(1)　債権の調査確認」の結果を踏まえ、求償すべき金額が把握できた段階で、「様式第２号(4)第三者行為災害による損害賠償の請求について（以下「請求書」という。）」の案を「第３　求償額の算出方法」で示す取扱いに基づき作成すること。

なお、前述の債権調査確認は遅滞なく行うことを法令上求められていることから、債権発生通知をうけた債権ごとに請求書を作成し、債権調査確認決議の上、納入告知を行うことが本来望ましいところであるが、１件の第三者行為災害について複数回の労災保険給付及び債権発生通知が行われている場合においては、その１件１件について個別の債権として請求書（案）を作成し、債権調査確認決議の上、納入告知を行うこととした場合、

① 第三者行為災害で取り扱う債権は損害賠償金債権であり、当事者間に争いがあるなどにより、第二当事者等から第一当事者に対して行う損害賠償が定まらないことにより、求償すべき額が確定しがたい場合があること。また、これらの損害賠償を考慮せず求償を行った場合、本来求償すべき金額以上を求償してしまう恐れがあり、その後返納を求められる等により、局、第二当事者等の双方に不要な事務負担を生じさせる可能性が高いこと

② 複数回行われる労災保険給付ごとに請求書を作成し、納入告知を行った場合、第二当事者等がその都度納付手続を行う債務者側の手続が煩雑になり、結果的に応償されない可能性が増大すること

といった、当該業務の特殊性ゆえの弊害が生じ、結果的に、財政上最も国の利益に適合するよう処理できない場合があることから、請求書（案）は、労災保険の給付状況や求償の対象に応じて、一定の債権発生通知をまとめて１件の請求として作成しても差し支えなく、具体的には、次のとおりとすること。なお、上記①、②のような弊害が生じず、債務者の応償可能性等を考慮すると、債権発生通知をまとめずに個々に請求を行った方が適正かつ効率的な債権管理が可能な場合には、当然にそのような事務処理を行うべきであること。

ア　原則的な考え方

全ての事案について、求償の期限上、災害発生から３年以内に時効中断のための納入告知を行う必要があることが大前提となる。したがって、これを確実に履行できる限りにおいて労災保険の給付完了までに行われた全債権発生通知を合算した額を求償の限度額とし、個々の債権をまとめて１件の請求として請求書（案）を作成して差し支えない。

ただし、自賠責保険等及び自動車保険等に対する請求書については、次のイ、ウによること。また、自賠責保険等及び自動車保険等に求償する場合については、第４の１、２中の各関係項目に係る事務処理にも留意すること。

イ　自賠責保険等に対する請求書

労災保険の給付完了までに行われた全債権発生通知、又は、競合請求が行われたことの連絡を受けた時点までに行われた債権発生通知を合算した額を求償の限度額とし、個々の債権をまとめて１件の請求として請求書（案）を作成すること。

ウ　自動車保険等に対する請求書

労災保険の給付完了までに行われた全債権発生通知、又は、自動車保険等取扱い会社との求償額にかかる調整が完了した時点までに行われた債権発生通知を合算した額を求償の限度額とし、個々の債権をまとめて１件の請求として請求書（案）を作成すること。

(3)　求償予告

求償予告は、将来的に第二当事者等へ求償を行うに当たり、事前にその予告を行い、第二当事者に求償予定額や求償予定時期を把握させることにより、納入告知後の円滑な応償が行われ、以て、適正かつ効率的な債権管理が可能となることを目的として、原則として労働局において行うものである。

ア　自賠責保険等及び自動車保険等の適用対象となる事案の取扱い

自賠責保険等及び自動車保険等の適用対象となる事案については、第一次的には保険会社等に対して求償することとしているが、保険会社等に対しては様式第５号の照会文書中に求償予告の趣旨の文章を付記しているなど、支給調整に係るやりとりにおいて、事実上の求償予告と同様の意思表示を行っていることから、あらためて実施する必要はないこと。

イ　自賠責保険等及び自動車保険等の適用対象となる事案について、第二当事者等に求償予告を行う場合

自賠責保険等及び自動車保険等の適用対象となる事案については、次の事案のみ、第二当事者等に対して、求償予告文書を送付すること。

①　求償予定額が、自賠責保険金額又は自動車保険等の支払限度額を超過することが明らかであり、超過した金額について第二当事者等に求償することとなる事案

②　保険会社等の示談代行を伴わない自動車保険等に加入している第二当事者等が、保険会社等に対して第一次的に求償することを希望しなかったため、第二当事者等に対して

求償することとなる事案

③　第二当事者が負担すべき損害賠償債務が僅少であること等を理由として第二当事者が自動車保険等を用いず自己負担することを希望したため、第二当事者等に対して求償することとなる事案

ウ　自賠責保険等及び自動車保険等の適用対象とならない事案の取扱い

自賠責保険等及び自動車保険等の適用対象とならない事案については、第二当事者等に対して様式第８号「損害賠償請求の予告について」を用いて求償の予告を行うこと。また、求償の予告後に第二当事者等より求償の内容等について照会が行われた場合には、支給調整制度の趣旨等について適切な説明を行うとともに、一括応償が困難な旨の申し出があった場合には、分納について説明する、あるいは求償期限に支障のない範囲において、債権を分割して求償するなど、円滑な応償及び適正な債権管理が行えるよう、適切な対応を行うこと。

エ　求償予告を行う対象及び時期

求償予告は、(2)で請求書(案)を作成し、求償予定額が判明した段階で行うこととし、「第４納入の告知等」において、求償予告を行ってから、概ね１か月後に納入告知を行うこととしていることから、求償の期限を考慮の上、十分な余裕を持って実施すること。

求償予告は、使用者や運行供用者等第二当事者以外に不真正連帯債務を負う者が存在する場合には、原則として債務者すべてを対象とすることが望ましいが、署における調査状況や債権額等を踏まえ、例えば、使用者等の一債務者から全額を応償する旨の意思表示が行われているなど、いずれかの者からの応償が確実に見込める場合については、当該者のみに対して行うこととしても差し支えない。また、債権発生通知を受けた都度行う必要はなく、請求書（案）作成時に、一定期間内に行われた労災保険給付分をまとめて一つの債権として納入告知する予定であれば、その内容に対応した求償予告を行うこと。

なお、求償予告の事務処理段階で、次の(4) 債権調査確認決定決議における処理である、官庁会計事務データ通信システム（以下「ＡＤＡＭＳ」という。）への債務者登録、債権登録を行ってしまうと、登録後、「債権調査確認及び歳入調査決定決議書兼債権管理簿」が出力され、以後、納入告知を行うまでのスケジュールについて、ＡＤＡＭＳの仕様上の制約に従って事務処理を行う必要が生じ、当初予定していたスケジュールにより事務処理が行えなくなる恐れがあることから、ＡＤＡＭＳへの登録は、あくまで(4) 債権調査確認決定決議の事務処理過程で行うこと。

オ　求償予告の手続き

求償予告は、①様式第８号、②請求書(案)、③その他参考となる資料を一式とし、原則として労災補償課長までの決裁を受けた後、①及び②を同封して対象者に郵送すること。

カ　求償権行使の差し控え事案に該当する場合

求償権行使の差し控え事案に該当する場合には、求償予告を行う必要はないこと。

【記載例】損害賠償請求の予告について

様式第８号

管理番号（局で任意設定）を記載　平成 △△ 年 10 月 5 日

損害賠償請求の予告について

第二 次郎 殿

○○ 労働局労災補償課

被災者氏名	第一 太郎	相手方氏名	第二 次郎
災害の種類	業務災害 ・ 通勤災害	災害発生年月日	平成△△年 7月29日

上記被災者に対し、労災保険給付を行ったので、労働者災害補償保険法第12 条の4 の規定に基づき、保険給付額を限度として貴殿に請求することとなりますのであらかじめ通知いたします。

なお、請求金額は別添（様式2号(4)）のとおりとなり、本予告日より概ね1か月後を目処に、納入の告知を以て請求を行うこととなりますが、被災者の損害賠償金受領状況等を踏まえ、請求金額については増減する可能性がございますのでご承知ください。

また、被災者の保険給付が継続中の場合には、下記の対象期間以降の保険給付分に係る損害賠償請求については、別途事前予告の上、請求することとなりますので念のため申し添えます。

この件につきまして何か御不明な点等ありましたら、下記まで御照会ください。

（連絡先）

×× 労働局労災補償課 （担当者） ○○ ○○ 印

（ＴＥＬ） ０３ - ○○○○ - ○○○○

(4) 債権調査確認決定決議

局長（歳入徴収官）は、所要の調査を行い債権を確認するとともに、求償予告を行ってから概ね1か月を置き、納入告知を行う準備が整った場合には、ＡＤＡＭＳにて債務者登録及び債権登録を行い、登録後出力される「債権調査確認及び歳入調査決定決議書兼債権管理簿」（以下「決議書」という。）に、次の書類を添付した上で、債権調査確認決定決議を遅滞なく行うこと。なお、債権額としてＡＤＡＭＳに登録する額は、請求書の請求金額欄に記載された額と同額になる。

また、債権調査確認決定決議に当たっては、「参考様式等」に示す「第三者行為災害求償事務に係る請求書等チェックシート」を活用し、事務担当者は当該チェックシートに基づき請求書等を作成の上、決裁時には当該書類を添付し、あらかじめ指定したチェックシート確認者からチェックを受けること（詳細は参考様式等の「8 第三者行為災害求償事務に係る請求書等チェックシート」を参照）。

① 通知書（●）
② 第三者行為災害に係る調査復命書（●）
③ 請求書（●）
④ 第三者行為災害求償事務に係る請求書等チェックシート
⑤ その他必要と認められる書類
※ ●の付いた書類は三者システムから出力可能なもの

(5) ＡＤＡＭＳへの登録方法

ＡＤＡＭＳへの登録については次の２種類の方法があり、いずれの方法により行っても差し支えない。

ア 三者システム及び労災行政情報管理システムの債権登録機能を活用してＡＤＡＭＳ登録用のデータを作成し、当該データをＡＤＡＭＳに読み込んで行う方法
イ ＡＤＡＭＳに打鍵入力により登録する方法

アの方法で実施する際には、次の手順で行うこと（詳細は機械処理手引Ⅻ-2-(4)-1参照）。

① 三者システム上で求償に必要な情報を登録した上で、「第三者行為災害債権確認書（以下「確認書」という。詳細は機械処理手引Ⅻ-5-(2)-1参照。）」を出力する。
② Excel 帳票作成ツールを利用して、「債権確認調査決定（変更）決議書（以下「確認決議書」という。詳細は機械処理手引Ⅻ-4-(3)-54参照。）」を作成する。なお確認決議書は参考様式として示すものであり、各局において当該様式に準じた任意の決議様式により事務処理を行っても差し支えない。
③ 確認書及び確認決議書について、局において決裁を行う。なお、この段階で求償金額に誤りがないことを確実に確認すること。
④ 三者システム上で求償権行使決定年月日（局）を入力する（これにより状態区分が更新され、「局決議済」となる。）とともに、確認書をＯＣＲ入力し、労災行政情報管理システムに債権情報として登録する。
⑤ システム上でＡＤＡＭＳ登録用ファイルの作成要求を行う。
⑥ 作成したＡＤＡＭＳ登録用ファイルを利用し、ＡＤＡＭＳ端末に債権情報等を登録する。

(6)　災害発生から３年経過間際になって保険給付が行われた事案の場合

第１章第７の３(3)において、災害発生から３年経過間際のため急ぎ処理すべき事案として署から連絡を受けた場合、次の①又は②により、確実に３年経過までに納入告知を行えるよう、迅速に処理すること。また、この場合は、求償予告の手続を省略しても差し支えない。

① 債権発生通知の配信を待っても、災害発生から３年経過までに納入告知を行える見通しの事案については、債権発生通知の配信後、前記(2)、(4)及び(5)による事務処理を行うこと。

② 債権発生通知の配信を待つと 3 年経過により求償不能に陥る恐れい のある事案については、署が三者システムに入力した処理経過簿及びイメージ登録した決裁資料（調査復命書及び保険給付額に係る資料）を印刷し、これを債権発生通知と見なして、前記(2)、(4)及び(5)による事務処理を行うこと。

2　決議書の綴てつ及び保存

決議書は、通知書及び添付書類とともに事案ごとに取りまとめ、年度別に編てつし、保存すること。なお、決議書の原本は、歳入徴収額計算書の附属証拠書類として提出することになるので、決算の終了したものについては、副本を作成して編てつしておくこと。また、必要に応じて決議書類等を三者システムにイメージ登録すること。

第３　求償額の算出方法

求償は、第一当事者等が第二当事者等に対して有する損害賠償請求権を政府が保険給付の価額の限度で取得するものであるから、求償額は、同一の事由に関し第一当事者等が第二当事者等に対して請求し得る損害賠償額の範囲で算出することとなる。

具体的求償額の算出は、次により行うこと。

１　労災保険の支給項目に対応する損害賠償請求可能額

政府が求償することができる額は、同一の事由に関し、第一当事者等が第二当事者等に対して請求し得る損害賠償額と労災保険給付額とを比較していずれか低い額となるが、第一当事者等が請求し得る損害賠償額の中には、労災保険の支給対象とされていない慰謝料等も含まれていることから、労災保険給付額と比較する際には、損害確定時において総損害額と比較する場合を除き、労災保険の支給項目に対応する損害賠償に限定されることになる。

第一当事者等が第二当事者等に対して有する労災保険の支給項目に対応する損害賠償請求可能額は、図１「第一当事者等が第二当事者等に対して有する労災保険の支給項目に対応する損害賠償請求可能額」のとおり、第一当事者等に生じた損害額を基礎とし、この額に第一当事者の過失割合及び第二当事者にも損害が生じた場合にあっては当該損害額を考慮し、更に第一当事者等が第二当事者等又は保険会社等より既に損害賠償金等を受領している場合にあっては、当該受領額を控除することにより算出する。

図１　第一当事者等が第二当事者等に対して有する労災保険の支給項目に対応する損害賠償請求可能額

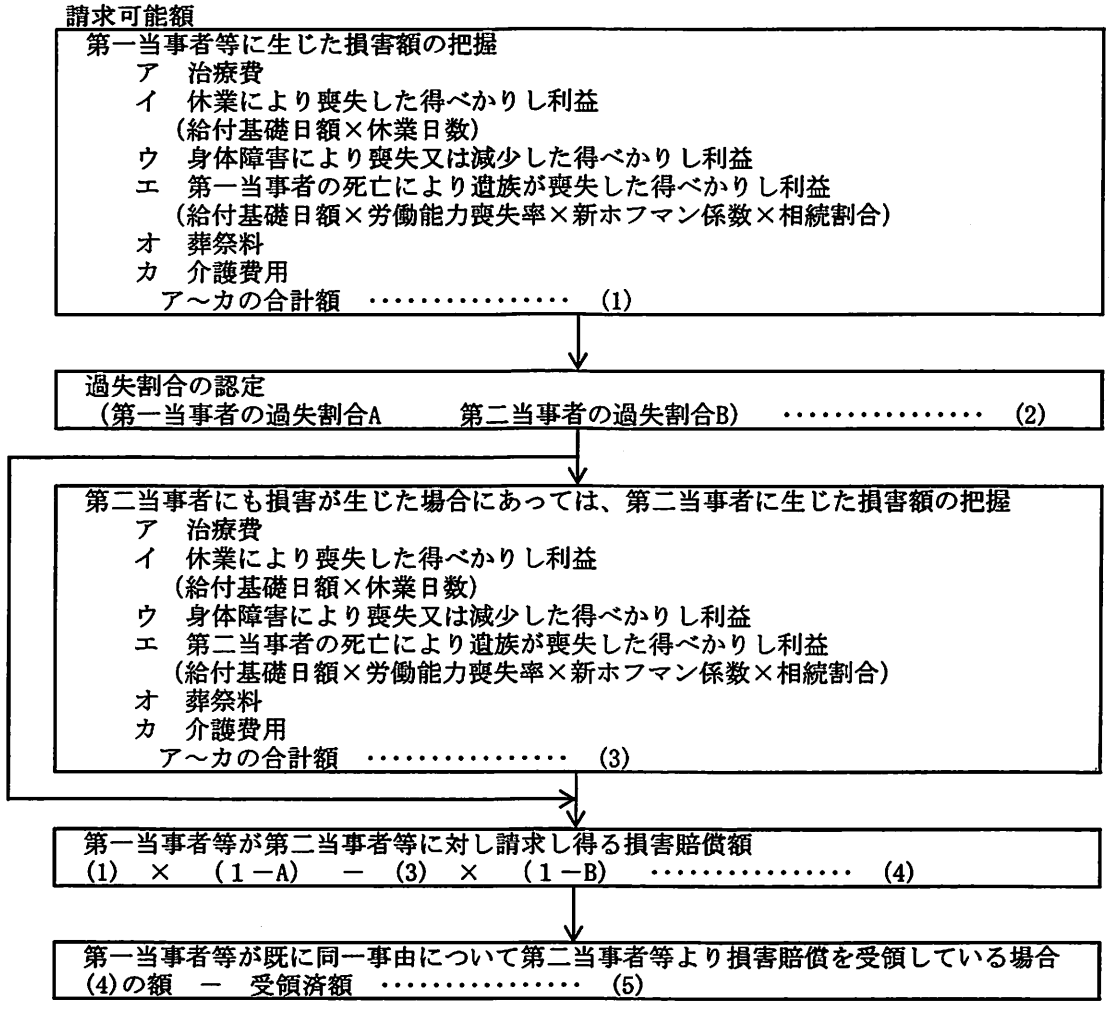

2　第一当事者等に生じた損害額の算出方法

第一当事者等が第二当事者等に対して有する労災保険の支給項目に対応する損害賠償可能額は次のとおりである。

(1)　治療費

治療費については、療養（補償）給付の範囲と同一の基準により算定される額とすること。

なお、第二当事者等又は保険会社等から、療養（補償）給付に対応する損害賠償が行われている場合は、これを治療費に計上すること。

また、文書取扱料等については、自賠責保険等を取り扱う保険会社等において、支払基準告示に基づき策定された自動車損害賠償保険損害査定要綱及び実施要領に基づいて保険金の支払事務を行うことになっており、これらに支払項目が規定されていない場合には、たとえ第一当事者等の損害に該当したとしても自賠責保険等から保険金の支払は行われないことから、自賠責保険等を取り扱う保険会社等に対して求償対象とすることはできないことを踏まえ、第二当事者等又は自動車保険等を取り扱う保険会社等に対しても求償の算定対象から除外すること。

(2)　休業損害

休業損害については、次の場合を除き、原則として給付基礎日額に休業日数を乗じて得た額とすること。

ア　給付基礎日額が最低保障額の適用を受けた場合

給付基礎日額が労災則第９条第１項第４号の規定による最低保障額の適用を受けた場合であって、平均賃金に相当する額又は労災則第９条第１項第１号から同条同項第３号の定めるところによって算定された額が明らかに給付基礎日額を下回る場合には、当該平均賃金相当額に休業日数を乗じて得た額とすること。

イ　特別加入者に係る休業損害

特別加入者に係る休業損害については、第一当事者の１日当たりの稼得能力に応じて算出するのが原則であるが、第一当事者の１日当たりの稼得能力の算出が困難である等の事情により、１日当たりの稼得能力により休業損害を算出することが適当でないと認められるときは、特別加入承認時に局長が定めた給付基礎日額に休業日数を乗じて得た額により算出して差し支えないこと。

ウ　第一当事者が傷病（補償）年金の受給者となった場合

第一当事者が傷病（補償）年金の受給者となった場合における休業損害は、傷病（補償）年金が療養開始後１年６か月を経過した日以後において傷病等級に該当する一定の重篤な状態にある者は、以後においても治ゆすることはないのが通例であることから、この場合における休業損害は次の①または②の式により算出すること。なお、(3)イでも記載しているとおり、傷病(補償）年金は、後遺損害に関する項目とは性質が異なるため、後遺損害に関する項目との支給調整は行わないこと。

①休業損害に係る求償を行う前の場合

損害額＝給付基礎日額×365 ×療養開始日の年齢に応じる就労可能年数に対応する新ホフマン係数（P. 95 表４）